

第2期 粕屋町

まち・ひと・しごと
創生総合戦略



The 2th comprehensive strategy kasuya town

令和2年度～令和6年度

【目次】

I. はじめに	1
1. 総合戦略の位置づけ	1
2. 戦略の期間	1
3. 推進体制及び進捗管理	2
II. 第2期総合戦略の基本的な考え方	3
1. 第2期人口ビジョンにおける将来展望	3
2. 第2期総合戦略の基本方針	4
3. SDGsの視点を取り入れた地方創生の推進	6
4. 基本目標	7
5. 総合戦略の全体構成	8
III. 基本目標別の推進施策	10
1. 基本目標1 ひとが集まる魅力と活力あるまちを創出する	10
2. 基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる	13
3. 基本目標3 誰もが住み慣れた地域で暮らしていける「協働でつくる安心のまち」を実現する	16
資料／人口ビジョン	
I. 人口ビジョンの位置付け	21
II. 対象期間	21
III. 人口の現状分析	22
1. 時系列による人口動向	22
2. 年齢階級別の人口動向	32
3. 産業構造と人口流動	34
IV. 将来人口推計	37
1. 将来人口推計	37
V. 人口の将来展望	40
1. めざすべき人口の将来方向	40
2. 人口の将来展望	42
資料／策定体制等	45
資料／国の人口長期ビジョン・取組	54

I. はじめに

1. 総合戦略の位置づけ

(1) 国の総合戦略との関係

本総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第 10 条に基づく「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」であり、国・県の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案して策定したものです。また、本町における人口の現状と今後の展望を示した「粕屋町人口ビジョン」を踏まえて策定しています。

(2) 第 5 次粕屋町総合計画との関係

本町では、2016 年度（平成 28 年度）から 10 年間を計画期間とする「第 5 次粕屋町総合計画」を策定しています。総合計画は総合的かつ計画的な行政の運営を図るための最上位計画であり、今後のまちづくりの方向性を示すとともに粕屋町のすべての行政分野における計画の指針となります。

総合計画が本町の総合的な振興・発展などを目的とするのに対し、総合戦略は長期的な視点に立って、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目的とするものです。

2. 戦略の期間

本総合戦略の期間は、2020 年度（令和 2 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 5 年間とします。なお、社会環境の変化、施策の進捗など状況変化があった場合は、必要に応じて見直すものとします。

3. 推進体制及び進捗管理

(1) 国や県、近隣自治体との連携推進

国、県の地域連携施策を活用しつつ、近隣自治体をはじめとする地域間の広域連携を積極的に進めます。

(2) 策定及び推進体制

① 庁内組織

まち・ひと・しごと創生に全庁横断的に取り組むため、副町長を本部長とする「粕屋町まち・ひと・しごと創生推進本部」を設置します。さらに、具体的な事項を協議する専門部会、総合戦略の効果検証に当たり、推進本部の中に外部有識者等で構成する検証委員会を設置します。また、事務局においては総合戦略の策定や推進状況に関する情報を適宜公開するものとします。

② 外部組織

粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進にあたり、「粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議」を設置します。

推進会議は、学識経験者をはじめ、粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略に関連する農業・商工分野や、金融機関、子育て分野等の関係者の協力のもと、その方向性や具体案について審議・検討し、広く関係者の意見が反映されるようにします。

(3) 戦略の進捗管理

まち・ひと・しごと創生に全庁横断的に取り組むため、「粕屋町まち・ひと・しごと創生推進本部」において、総合戦略の進捗状況の把握及び検証を行います。

また、総合戦略の推進にあたっては、政策分野ごとの基本目標と具体的な施策を示し、各施策の効果を客観的に検証できる指標として重要業績評価指標（KPI）¹を設定し、PDCA サイクル²により、実効性を高めます。各数値目標、指標については、実施した事業の量を測定するものではなく、その結果によって得られた成果を測定する成果指標を原則とし、目標を明確化することで、町全体での目標の共有化と成果を重視した取組の展開を図ります。

¹ **KPI** : Key Performance Indicator の略。目標の達成度を評価するための重要業績評価指標のこと。

² **PDCA サイクル** : 「Plan=計画」「Do=実行」「Check=評価」「Action=改善」の4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法。

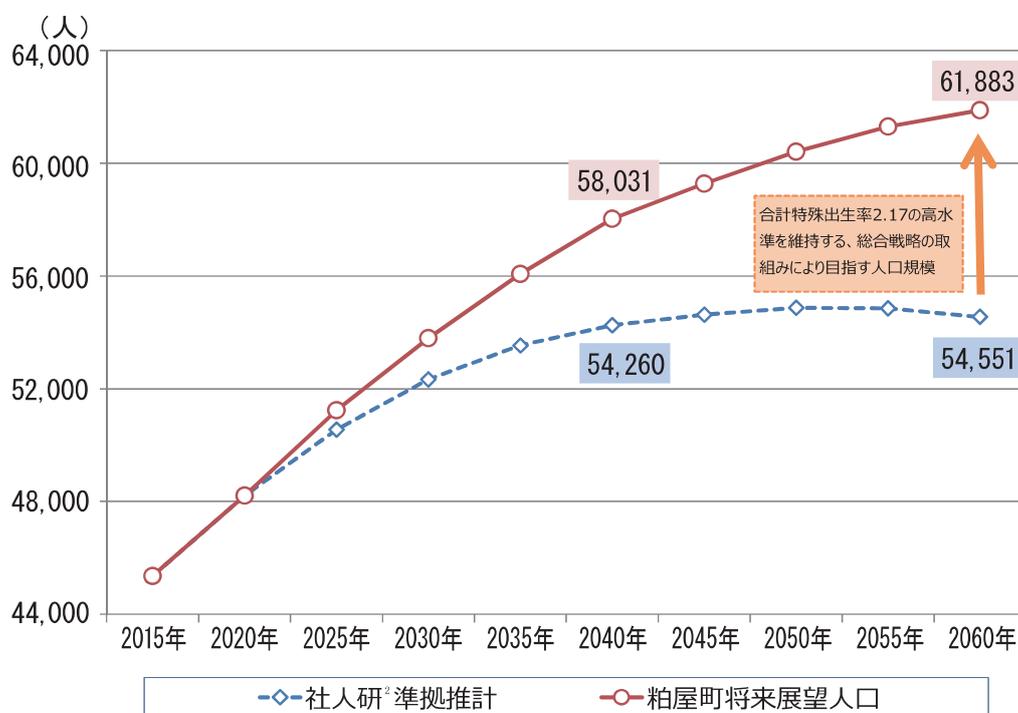
Ⅱ. 第2期総合戦略の基本的な考え方

1. 第2期人口ビジョンにおける将来展望

本総合戦略は、本町における人口の現状と今後の展望を示した「粕屋町人口ビジョン」を踏まえて策定しています。

第2期の人口ビジョンにおける将来展望については、本町の若い世代に対する“子育てしやすいまち”としてのアピールポイントを強化することで、合計特殊出生率¹の高水準（2.17）を維持することをめざし、中長期的な人口の展望として、2040年には58,000人、2060年には62,000人の人口規模を設定しています。

【第2期人口ビジョンにおける将来展望人口】



粕屋町の人口の将来展望

2040年 将来展望人口 58,000人

2060年 将来展望人口 62,000人

¹ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

² 社人研：国立社会保障・人口問題研究所の略。日本の将来推計人口を調査し、公表している。

2. 第2期総合戦略の基本方針

(1) 国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針

国の「第2期まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」では、第1期総合戦略の4つの基本目標については基本的に維持しつつ、「第2期における新たな視点」も踏まえ、必要な見直しを行うものとされています。特に、現時点では効果が十分に発現するまでに至っていない「2.地方への新しいひとの流れをつくる」及び「3.若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」については、その取組のより一層の充実・強化を行います。

【国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針】

第1期まち・ひと・しごと創生総合戦略のより一層の充実・強化

【4つの基本目標】

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする
2. 地方への新しいひとの流れをつくる
3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携する

【地方創生版・三本の矢】 情報支援、人材支援、財政支援

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における新たな視点

(1) 地方へのひと・資金の流れを強化する	◆将来的な地方移住にもつながる「関係人口 ¹ 」の創出・拡大。 ◆企業や個人による地方への寄附・投資等を用いた地方への資金の流れの強化。
(2) 新しい時代の流れを力にする	◆Society5.0 ² の実現に向けた技術の活用。 ◆SDGs ³ を原動力とした地方創生。 ◆「地方から世界へ」。
(3) 人材を育て活かす	◆地方創生の基盤をなす人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援。
(4) 民間と協働する	◆地方公共団体に加え、NPO などの地域づくりを担う組織や企業と連携。
(5) 誰もが活躍できる地域社会をつくる	◆女性、高齢者、障害者、外国人など誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現。

¹ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に係る人々。

² Society5.0 【ソサエティ 5.0】：Society1.0（狩猟社会）、2.0（農耕社会）、3.0（工業社会）、4.0（情報社会）に続く新たな社会。AI、IoT などの新たな技術により、これまでの社会の課題を解決する未来社会。

³ SDGs：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。2015年の国連サミットにおいて採択されたもので、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって17の目標が設定されている。

(2) 粕屋町の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針

国の第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針を受け、本町では以下の3つの基本方針のもと、切れ目のない取り組みを進めます。

【第1期総合戦略の継続】

第1期総合戦略の施策のうち、継続して実施することで戦略の成果を向上させる可能性の高い施策は第2期総合戦略に継続します。

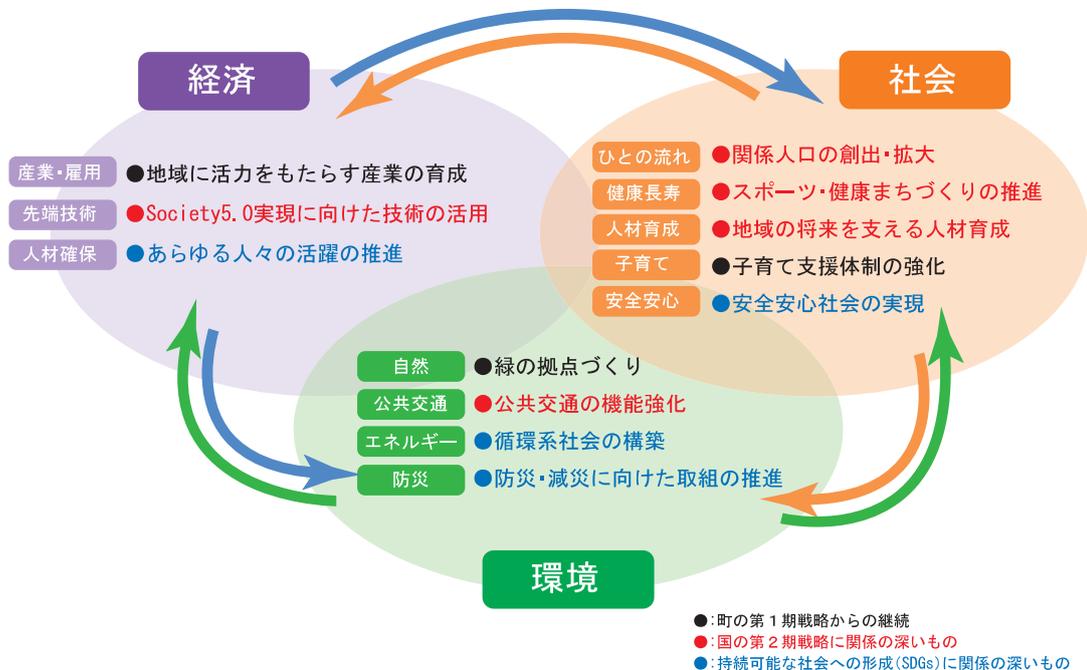
【国の第2期総合戦略の視点を踏まえた新たな戦略の追加】

国の第2期総合戦略の新たな視点を踏まえ、新たな戦略的施策を追加します。

【持続可能な社会の形成（SDGsの考え方に基づく戦略の精査）】

第1期の基本目標を踏襲しながら、SDGsの考え方に基づいた戦略のブラッシュアップを図ります。特に自治体SDGsの3つの重点領域（社会・経済・環境）に対する方向に注目し、統合的な取組の効果¹を念頭に置きながら施策を精査します。

【第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策の3つの重点領域の位置づけ】



¹ 統合的な取組の効果：SDGsにおける統合的な取組の効果として、1.部分最適から全体最適へ、2.トレードオフ（何かを達成するために何かを犠牲にすること）の緩和、3.シナジー効果（相乗効果）などがあります。

3. SDGs の視点を取り入れた地方創生の推進

SDGs は、Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略で、2015 年の国連サミットにおいて採択されたものであり、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野にわたって 17 の目標が設定されています。その理念は「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、開発途上国のみならず先進国も含め全ての国や関係者の役割を重視し、経済・社会及び環境の 3 領域を不可分なものとして調和させる統合的取組について合意されたものです。

国では世界の流れを踏まえ、2030 年の目標年限に向け、持続可能な開発目標となる SDGs を推進しており、第 2 期総合戦略においても、「SDGs を原動力とした地方創生」を新たな戦略方向として示しています。

本町においても、誰一人取り残さない社会の実現を目指す SDGs の理念を踏まえ、町の実情に応じた SDGs の目標を取り入れた持続可能な社会づくりが求められています。

以上を踏まえ、第 2 期総合戦略では、自治体における SDGs の推進にあたっての社会、経済、環境の 3 つの重点領域を基本に施策体系を展開するとともに、各施策が SDGs の様々な目標に結びついていることを示すため、下図に示す 17 の目標のアイコンを使って視覚的にわかりやすく見える化をしています。

【SDGs の 17 の目標】



4. 基本目標

本総合戦略においては、本町における人口の現状と将来の展望（粕屋町人口ビジョン）を踏まえた上で、一定のまとまりの政策分野ごとに、3つの基本目標を設定しています。また、政策分野ごとに、計画期間（5年間）のうちに実施する施策を盛り込んでいます。

基本目標1 ひとが集まる魅力と活力あるまちを創出する

本町は福岡市に隣接しており、利便性が高い道路交通網や鉄道をはじめ充実した地域公共交通機関により、都市機能が発達している一方で、駕与丁公園や田園風景の骨格となる緑と水辺など、自然豊かな地域資源を有しています。このようなまちの魅力を町内外に効果的に発信することで、知名度・認知度の向上、地域ブランド価値の向上、関係人口¹の増加、住民の地域へのシビックプライド²の醸成につなげ、今後も「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちであり続けることを目指します。

数値目標	基準値	目標値（2024）
人口ビジョンにおける将来展望人口の達成	47,729人 (R1.10.1住基)	50,800人 (R6.10.1住基)

基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てがしやすい環境を提供できるよう、支援を必要とする子どもや家庭への対応を行うとともに、保育・教育をさらに充実させます。また、女性の活躍できる機会を創出するとともに、働きながら子育てができる、ワーク・ライフ・バランス³等、男女共同参画社会の環境づくりを進めます。

数値目標	基準値	目標値（2024）
合計特殊出生率	2.15（H29）	2.17（R6）

基本目標3 誰もが住み慣れた地域で暮らしていける「協働でつくる安心のまち」を実現する

高齢者、障がい者、外国人の方など多様な人々が居場所と役割を持ち、安全安心に生きがいを感じながら暮らすことができるよう、住民同士のつながりと交流を深め、地域コミュニティを育む「協働でつくる安心のまち」の実現をめざします。また、Society5.0⁴実現に向けた未来技術の活用、持続可能な社会に向けて循環型社会の構築や防災・減災の取組みの強化を進めます。

数値目標	基準値	目標値（2024）
SDGsを知っている住民の割合	20.7%（R1）	60.0%（R6）
SDGs達成に向けた住民の取組割合	3.0%（R1）	30.0%（R6）

¹ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に係る人々。

² シビックプライド：都市に対する住民の誇り。この都市をより良い場所にするための当事者意識を伴う自負心。

³ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和した暮らし。

⁴ Society5.0【ソサエティ 5.0】：Society1.0（狩猟社会）、2.0（農耕社会）、3.0（工業社会）、4.0（情報社会）に続く新たな社会。AI、IoTなどの新たな技術により、これまでの社会の課題を解決する未来社会。

5. 総合戦略の全体構成

人口の将来展望	基本目標	主な施策
<p>2040 年に 58,000 人</p> <p>2060 年に 62,000 人</p> <p>※合計特殊出生率 2.17 の水準を維持 する設定</p>	<p>1 ひとが集まる魅力と 活力あるまちを創出 する</p> <p>【数値目標】 人口ビジョンにおける将来展望人口の 達成：50,800 人（R6.10.1住基）</p>	<p>社会</p> <p>(1) 関係人口の創出・拡大</p> <p>(2) 地域の将来を支える人材</p> <p>経済</p> <p>(3) 地域に活力をもたらす産</p> <p>環境</p> <p>(4) 緑の拠点づくり</p> <p>(5) 公共交通の機能強化</p>
	<p>2 若い世代の結婚・ 出産・子育ての希望 をかなえる</p> <p>【数値目標】 合計特殊出生率：2.17 (R6)</p>	<p>社会</p> <p>(1) 子育て支援体制の強化</p> <p>(2) スポーツ・健康まちづくり</p> <p>経済</p> <p>(3) あらゆる人々の活躍の</p> <p>環境</p> <p>(4) 緑の拠点づくり【再掲】</p>
	<p>3 誰もが住み慣れた 地域で暮らしていける 「協働でつくる安心の まち」を実現する</p> <p>【数値目標】 SDGs を知っている住民の割合： 60.0% (R6) SDGs 達成に向けた住民の取組 割合：30.0% (R6)</p>	<p>社会</p> <p>(1) 安全安心社会の実現</p> <p>(2) スポーツ・健康まちづくり</p> <p>経済</p> <p>(3) Society5.0 実現に向</p> <p>(4) あらゆる人々の活躍の</p> <p>環境</p> <p>(5) 循環型社会の構築</p> <p>(6) 防災・減災に向けた取</p> <p>(7) 公共交通の機能強化</p>

	推進施策の展開	KPI (重要業績評価指標)
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ●関係人口の創出・拡大 ●東京圏からのUIJターンの促進 ●まちの魅力・暮らしの情報発信の強化 ●文化財を活かした魅力づくり 	<input type="checkbox"/> 移住支援利用者数：5年間で累計10世帯
	<ul style="list-style-type: none"> ●高校と地域をつなぐ協働体制の構築 ●ふるさと教育など地域課題の解決を通じた探求的な学びの実現 	<input type="checkbox"/> 高校生の地域貢献事業数：年間14事業
業の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特産品のブランド化と発信 ●創業・就労支援体制の整備 	<input type="checkbox"/> 町ブランド品のふるさと納税登録数：5年間で累計3商品
	<ul style="list-style-type: none"> ●水と緑の資源を活用した駕与丁公園の魅力向上 ●公園までの歩行空間の整備による利便性の向上 	<input type="checkbox"/> 駕与丁公園の利用団体数：年間延べ440団体
	<ul style="list-style-type: none"> ●町内交通の利便性向上 	<input type="checkbox"/> ふれあいバス利用者数：年間延べ60,000人
の推進	<ul style="list-style-type: none"> ●かすやこども館を中心とした切れ目のない子育て支援の充実 ●子育て環境の充実と人材確保 ●子どもの成長支援 	<input type="checkbox"/> かすやこども館累積来館者数：5年間で累計280,000人 <input type="checkbox"/> 地域コーディネーター数：2人
	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ文化の振興と交流促進 	<input type="checkbox"/> プロスポーツチームとの交流事業数：年間8事業
推進	<ul style="list-style-type: none"> ●女性の活躍推進 ●働き方改革の着実な実施 	<input type="checkbox"/> 「男女共同参画社会」の認知率：70.0%
	<ul style="list-style-type: none"> ●身近な公園や広場の管理・再生 	<input type="checkbox"/> 町民又は事業者が参画した公園管理活動件数：年間330件
の推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●IoTを活用した安全安心、見守りシステムの構築 ●地域の見守り活動の強化 	<input type="checkbox"/> 町内で発生した犯罪認知件数：年間0~300件
	<ul style="list-style-type: none"> ●健康管理体制の充実 ●スポーツを通じた健康増進、「歩く」まちづくりの推進 	<input type="checkbox"/> インターネット健診予約による健診申込割合：35%
けた技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートシティの取組推進 ●デジタル人材の育成・確保 	<input type="checkbox"/> オープンデータを活用したサービス・アプリケーション登録数：10件
推進【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者・障がい者にやさしいまちづくり ●あらゆる人々の文化芸術活動の推進 ●人材の地域活動への参加促進 ●働き方改革の着実な実施 	<input type="checkbox"/> まちづくり活動支援室への相談案件数：年間50件
組	<ul style="list-style-type: none"> ●食品廃棄物の削減と活用 ●食育の推進 	<input type="checkbox"/> 1人あたりの可燃ごみ排出量：年間200kg
	<ul style="list-style-type: none"> ●食料品等の備蓄推進 ●「防災の日」の設定 ●女性消防団の機能強化 	<input type="checkbox"/> 防災に関連したイベントの参加町民数：年間1,000人
【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが気軽に外出できる環境づくり 	<input type="checkbox"/> バス停留所付近へのベンチ設置数：20基

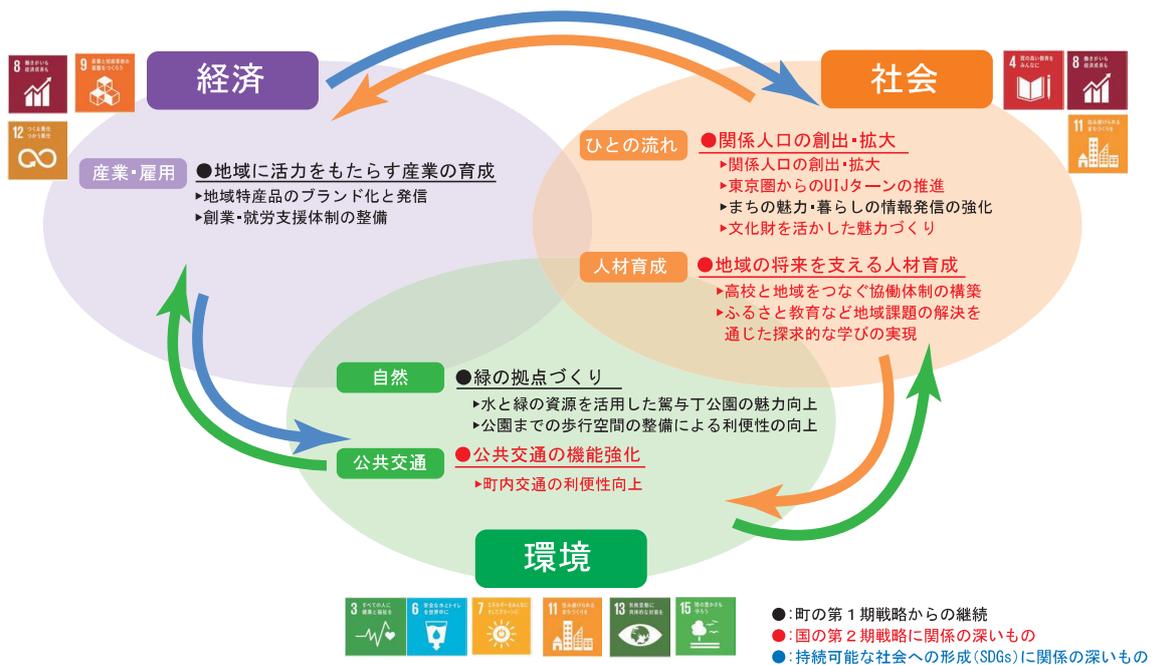
Ⅲ. 基本目標別の推進施策

基本目標 1 ひとが集まる魅力と活力あるまちを創出する

【施策体系】



【基本目標 1 に関する SDGs 3 領域の相関図】



(1) 関係人口の創出・拡大



<p>推進施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係人口の創出・拡大 UIJ ターンによる移住と将来的な定住に向けた裾野を拡大するため、ふるさと納税等の参加者へのフォローアップ等、関係人口を増やす取組を進めます。 ● 東京圏からの UIJ ターンの促進 東京圏から地方の中小企業への就業を支援することにより、移住希望者への経済的な負担軽減と地方への担い手不足の対策を行います。 ● まちの魅力・暮らしの情報発信の強化 まちの魅力や様々な暮らしの情報を多面的に発信し、主要なターゲットとなる子育て世代に対し、子育て支援サイト等を活かした情報発信を積極的に進めます。 ● 文化財を活かした魅力づくり 阿恵官衙遺跡の国指定に関連するイベントや講座など、地域文化財の情報発信を推進し、町の知名度の向上を図るとともに、町民の歴史・文化に対する興味と関心を高めます。
<p>KPI</p>	<p>・移住支援¹利用者数： 5年間で累計 10 世帯 (R2～R6)</p>

(2) 地域の将来を支える人材育成



<p>推進施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 高校と地域をつなぐ協働体制の構築 地元の高校と協定を結ぶなど、高校との連携した取組を進めることで高校生が町について学び、関わる機会を作り、地域の一員として地域に貢献したり、地域を大切にしたりする心を培うことで、シビックプライド醸成につなげます。 ● ふるさと教育など地域課題の解決を通じた探求的な学びの実現 地域の歴史や文化芸術活動といった教育資源を活かし、地域に理解の深いゲストティーチャーによる授業や、町職員による出前講座を行うことで、町を知る機会を充実し、地域への誇りと愛着心を育てます。
<p>KPI</p>	<p>・高校生の地域貢献事業数： 年間 7 事業 (R1) → 年間 14 事業 (R6)</p>

¹ **移住支援**：移住希望者の経済的支援と地方の担い手不足への対策のため、福岡県と市町村が共同で実施する福岡県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業において、一定の要件を満たした場合に移住支援金を交付する制度を指す。

(3) 地域に活力をもたらす産業の育成



推進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●地域特産品のブランド化と発信 地域特産品の開発を進め、町の魅力を発信できるブランド製品として、ふるさと納税等への活用により、情報発信を進めます。 ●創業・就労支援体制の整備 近隣4町（新宮町・篠栗町・久山町・粕屋町）の商工会との広域連携による創業塾等を実施することで、創業者、創業希望者を支援し、就業機会の拡大を図ります。
KPI	・町ブランド品のふるさと納税登録数： 5年間で累計3商品（R2～R6）

(4) 緑の拠点づくり



推進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●水と緑の資源を活用した駕与丁公園の魅力向上 豊かな自然と都会の利便性が共生するまちのシンボルである駕与丁公園を町民や町外の来訪者に幅広く親んでもらうため、民間活力の導入を視野に入れた魅力向上の取組を検討します。 ●公園までの歩行空間の整備による利便性の向上 公共交通を利用して駕与丁公園を訪れる人にわかりやすい案内サインを設置するなど、歩行空間の整備による利便性の向上を図ります。
KPI	・駕与丁公園の利用団体数： 年間延べ400団体（R1）→年間延べ440団体（R6）

(5) 公共交通の機能強化



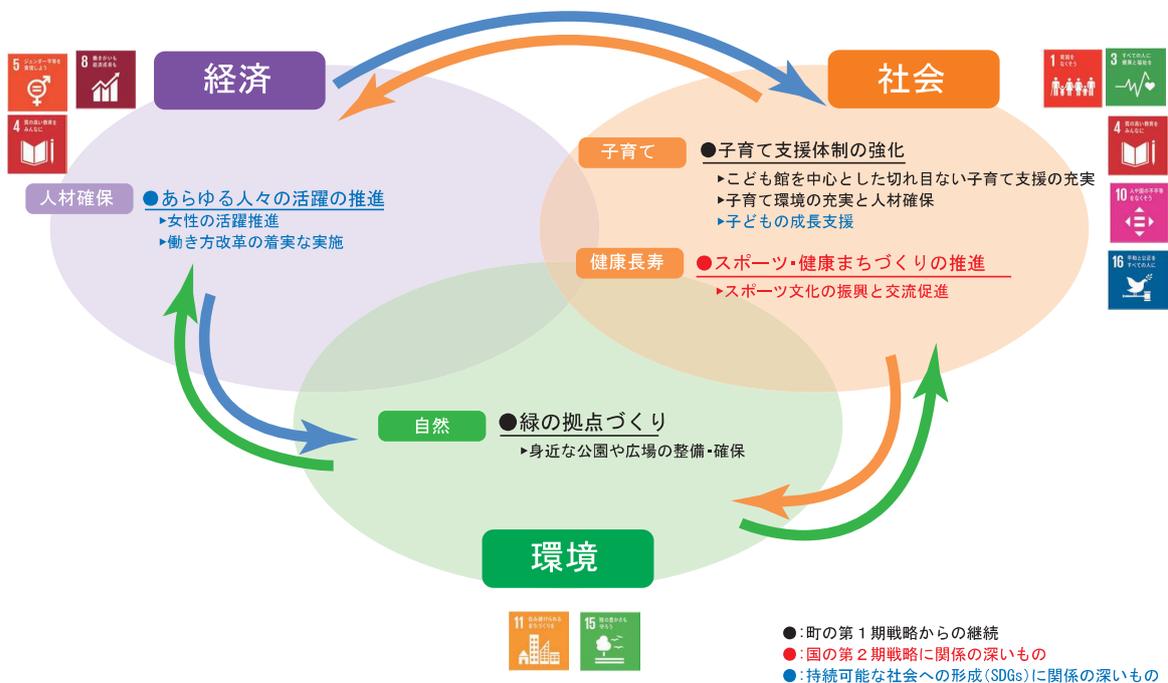
推進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●町内交通の利便性向上 ふれあいバスの大型商業施設への乗り入れ等の交通体系の充実、バスの音声案内や時刻表のスマートフォンアプリによる情報提供拡大など利便性の向上を進めます。 JR 福北ゆたか線の各駅とバスとの接続環境を向上させ、公共交通の利便性を高め、環境負荷が少ない交通体系の構築と多様な世代が歩くことを通じて健康増進へつなげます。
KPI	・ふれあいバス利用者数： 年間延べ35,258人（H30）→年間延べ60,000人（R6）

基本目標2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

【施策体系】



【基本目標2に関するSDGs3領域の相関図】



(1) 子育て支援体制の強化



<p>推進施策の展開</p>	<p>● かすやこども館を中心とした切れ目のない子育て支援の充実</p> <p>子育て家庭の交流拠点・相談支援拠点として、かすやこども館の各種講座等を充実するとともに、子育て世代包括支援センターでの相談支援等も推進し、妊娠期から出産・子育てまで切れ目のない包括的な支援を行います。</p> <p>● 子育て環境の充実と人材確保</p> <p>子育て世帯の増加に伴う保育等の環境の受け皿を拡大するため、認可保育所の開園、放課後児童クラブの指導員となる人材の確保を図ります。</p> <p>地域と学校・家庭が連携した子どもの学ぶ場づくりを拡大するため、地域人材を活用した地域コーディネーター¹の発掘・育成を進めます。</p> <p>● 子どもの成長支援</p> <p>すべての子どもたちが安全に元気に暮らす環境をつくるため、かすやこども館での相談支援・学習支援、子ども家庭総合支援事業による専門員の配置、学校におけるスクールソーシャルワーカー等の拡充を進めます。</p>
<p>KPI</p>	<p>・かすやこども館累積来館者数： 5年間で累計 280,000 人 (R2～R6)</p> <p>・地域コーディネーター数： 令和 6 年度までに 2 人</p>

(2) スポーツ・健康まちづくりの推進



<p>推進施策の展開</p>	<p>● スポーツ文化の振興と交流促進</p> <p>サッカーやラグビー等のプロスポーツチームとのフレンドリータウン協定²の締結による町民と選手との交流を通じた支援活動を展開することにより、地域のスポーツ文化の振興や活性化を図ります。</p> <p>広域のジュニアスポーツ大会等、かすやドームを活用したスポーツイベントを誘致し、増加するジュニアスポーツ団体の育成を支援します。</p>
<p>KPI</p>	<p>・プロスポーツチームとの交流事業数： 年間 4 事業 (R1) → 年間 8 事業 (R6)</p>

¹ **地域コーディネーター**：学校と地域、企業・NPO をつなぎ、外部のボランティアが効果的に子どもたちの教育を支援できるよう、様々なコーディネート活動を行い、学校内外の教育活動をサポートする役割を果たす。

² **フレンドリータウン協定**：自治体とプロスポーツチームが多方面にわたって連携し、スポーツの振興や地域の活性化、住民サービスの向上をはかるもの。

(3) あらゆる人々の活躍の推進



<p>推進施策の展開</p>	<p>●女性の活躍推進</p> <p>女性よる地域活動の実践力を高める講座の開催や、女性の再就労のための能力開発・学習機会などの情報提供を行い、女性の視点・意見を活かした地域での女性活躍を推進します。</p> <p>●働き方改革の着実な実施</p> <p>共働き夫婦の男性の育児休暇・育児参画に向けた啓発を行うなど、ワーク・ライフ・バランスを実現し、結婚や子育てを望む若者の希望を叶える環境づくりを行います。</p>
<p>KPI</p>	<p>・「男女共同参画社会」の認知率： 52.5% (R1) → 70.0% (R6)</p>

(4) 緑の拠点づくり【再掲】



<p>推進施策の展開</p>	<p>●身近な公園や広場の管理・再生</p> <p>子どもたちの安全・安心な遊び場を確保するため、既存公園の維持管理や遊具等の改善を行うとともに、公園清掃などへの町民・事業者の参加を促進します。</p> <p>新たに住宅地となる酒殿駅南地区では、土地区画整理事業の一環として、身近な緑の拠点としての公園を新設します。</p>
<p>KPI</p>	<p>・町民又は事業者が参画した公園管理活動件数： 年間 300 件 (H30) → 年間 330 件 (R6)</p>

基本目標 3 誰もが住み慣れた地域で暮らしていける「協働でつくる安心のまち」を実現する

【施策体系】



【基本目標 3 に関する SDGs 3 領域の相関図】



(1) 安全安心社会の実現



推進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●IoTを活用した安全安心、見守りシステムの構築 IC タグによる子どもや高齢者の見守りシステム導入を検討します。 ●地域の見守り活動の強化 地域やボランティア、民間企業との協働による「ながら防犯¹」活動を普及していきます。
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で発生した犯罪認知件数： 年間 379 件 (R1) → 年間 0～300 件 (R6)

(2) スポーツ・健康まちづくりの推進【再掲】



推進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●健康管理体制の充実 インターネット健診予約システムの導入・活用等、IoTの活用により町民の健康管理を促進します。 ●スポーツを通じた健康増進、「歩く」まちづくりの推進 地元企業等を含めた幅広い参加者が参加できるスポーツ行事を実施するとともに、ウォーキングコースを利用した健康づくりを広めます。
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット健診予約システムによる健診申込割合： 令和6年度までに35%

(3) Society5.0 実現に向けた技術の活用



推進施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ●スマートシティの取組推進 Society5.0 実現に向けた、AI²、IoT などの先端技術の実用化を進めます。 シビックテック³によるオープンデータ⁴の活用など、地域課題の解決を図るスマートシティ⁵の取組を進めます。 ●デジタル人材の育成・確保 行政分野を中心に Society5.0 の技術導入に対応できる人材の育成を進めます。
KPI	<ul style="list-style-type: none"> ・オープンデータを活用したサービス・アプリケーション登録数： 4 件 (R1) → 10 件 (R6)

¹ ながら防犯：「買い物」「ジョギング」「犬の散歩」など日常生活の行動の中に防犯の視点を取り入れ、地域の「異変」「異常」「危険箇所」に気付き、それを防犯や交通安全等に関わる人に伝えることで、犯罪を未然に防ぐ活動。

² AI：人口知能。人間の知的能力をコンピュータ上で実現する様々な技術。

³ シビックテック：シビック（市民）とテック（テクノロジー）をかけたあわせ言葉。住民がテクノロジーを活用して、行政サービスの問題や社会課題を解決する取組。

⁴ オープンデータ：機械判読に適した形式で公開され、誰もが許可されたルール の範囲内で自由に複製・加工や頒布ができるデータ。

⁵ スマートシティ：AI や IoT などを活用して、都市や地域の機能を効率化・高度化し、快適性や利便性を向上させる取組。

(4) あらゆる人々の活躍の推進【再掲】



推進施策の展開

●高齢者・障がい者にやさしいまちづくり

認知症について語り合う「かすやおしゃべりカフェ」の開設や認知症高齢者個人賠償損害保険等、町独自の取組により認知症の方やその家族を支援します。

地域活動支援センターを設置し、障がいのある人の社会活動を促進するとともに、イベント等で障がい団体の活動や交流の場を提供します。

町の情報サイトにおけるアクセシビリティ¹の向上等により「情報のバリアフリー化」を進めます。

●あらゆる人々の文化芸術活動の推進

展示会の開催などにより、年齢や障がいの有無などに関わらず、容易に触れられる文化芸術活動を推進します。

●人材の地域活動への参加促進

まちづくり活動支援室を中心にボランティアやまちづくり活動に関する情報を収集・発信し、地域活動への関心と参加意欲を高めます。

高齢者に対しては、生活支援コーディネーターが中心となったサポーターの養成、シルバー人材センターでの社会貢献の場・就労機会の提供を進めます。

●働き方改革の着実な実施

就職相談や研修等についての情報提供を充実し、中高年の再就労を支援します。

KPI

・まちづくり活動支援室への相談案件数：
年間 30 件 (H30) → 年間 50 件 (R6)

¹ アクセシビリティ：ホームページなどの Web サイト上における情報やサービスへのアクセスしやすさ

(5) 循環型社会の構築



<p>推進施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食品廃棄物の削減と活用 飲食店での 30・10 運動¹の普及や家庭での食品ロス削減に向けた啓発活動を進めます。 生ごみ処理機等購入補助事業の活用を促進します。 ● 食育の推進 親子料理教室や学校での栄養士による食育指導、給食への地元農産物の活用等により、子どもの食の大切さへの理解を深めます。
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 人あたりの可燃ごみ排出量： 年間 229kg (H30) → 年間 200kg (R6)

(6) 防災・減災に向けた取組



<p>推進施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 食料品等の備蓄推進 地域住民を対象とした防災講座を開催し、防災意識の向上を図るとともに、各家庭での備蓄を推進します。 ● 「防災の日」の設定 町民あがての防災の日の設定し、町民参加による防災研修や学校における防災教育を充実します。 ● 女性消防団の機能強化 女性消防団員による広報活動、救命講習や応急手当の普及指導等を展開します。
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災に関連したイベントの参加町民数： 年間 330 人 (H30) → 年間 1,000 人 (R6)

(7) 公共交通の機能強化



<p>推進施策の展開</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 誰もが気軽に外出できる環境づくり 町民や来訪者が快適に公共交通を利用して外出できるよう、バス停留所を中心にベンチの設置を推進します。
<p>KPI</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ バス停留所付近へのベンチ設置数： 5 基 (R1) → 20 基 (R6)

¹ **30・10 運動**：食品ロス削減一環として取組。会食などで乾杯後 30 分は席を立たず料理を楽しむ。お開き前 10 分は再度料理を楽しむことをスローガンとした運動

資料

【人口ビジョン】

I. 人口ビジョンの位置付け

人口ビジョンは、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略の策定にあたり、まち・ひと・しごと創生の実現に向けて効果的な施策を企画立案するための重要な基礎検討として位置付けるものです。

この人口ビジョンは、粕屋町における人口の現状を分析し、人口に関する町民の意識を共有するとともに、今後目指すべき将来の方向性と人口の将来を展望するものです。

II. 対象期間

人口ビジョンの対象期間は、長期的な視野に立った展望を行うため、国の長期ビジョンの期間（2060年）としますが、中期的（2040年）な将来人口推計に重点を置きます。なお、国の方針転換や、今後の本町における住宅開発等の影響、社会経済動向の変化など、人口に大きな影響を与える要因があった場合などにおいては、適宜見直しを行うものとします。

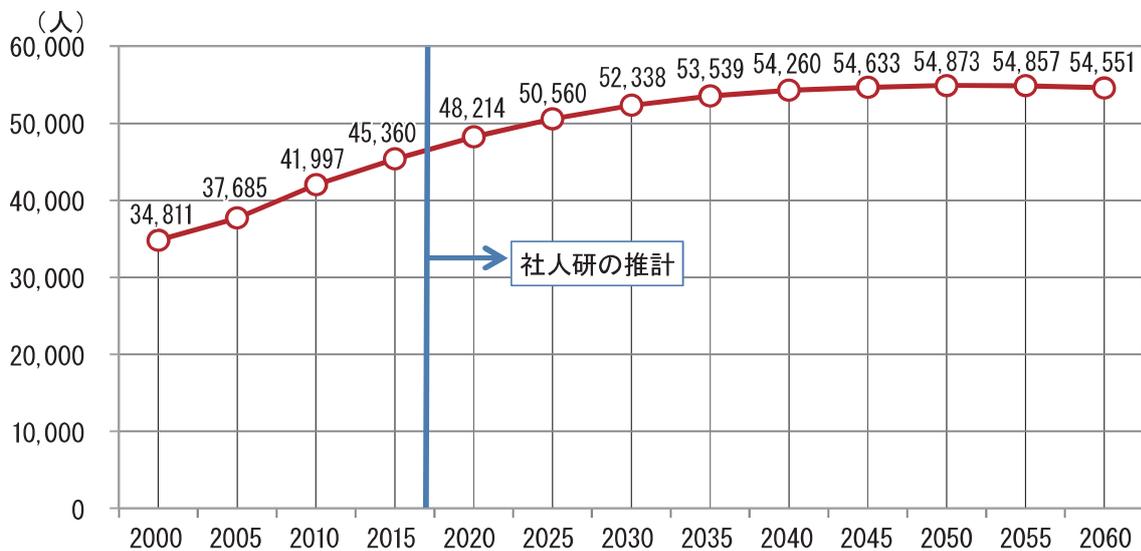
Ⅲ. 人口の現状分析

1. 時系列による人口動向

(1) 総人口の推移と将来推計

●本町の総人口（年度末の住民基本台帳人口）は 2007（平成 19）年に 40,000 人に達した後、さらに増加し、2017（平成 29）年には 47,000 人に達しました。今後、全国的には人口減少、少子高齢化傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の人口推計においても、2025（令和 7）年に 50,000 人を越えると推計されるなど増加傾向となっており、本町の人口は、引き続き増加していくことが予想されます。

■ 総人口の推移と将来推計



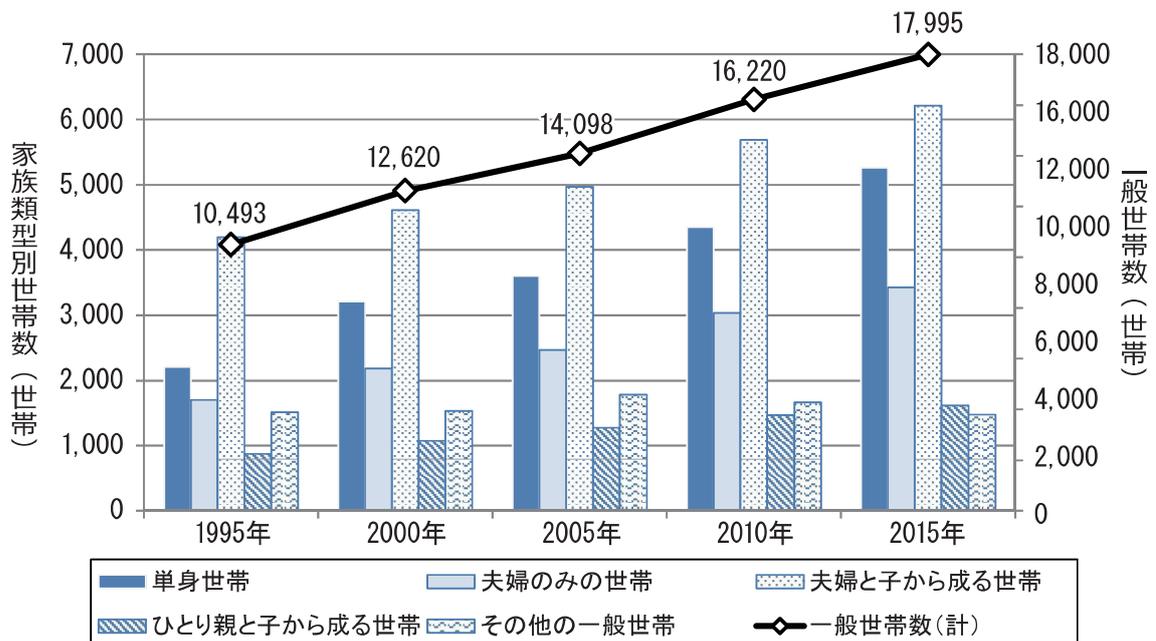
【資料】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

※2020（令和 2）年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（2019（令和元）年 6 月公表）に基づく推計値。

(2) 世帯数の推移

- 一般世帯数は年々増加しており、2015（平成 27）年（国勢調査）では、17,995 世帯となっています。家族類型別の世帯数でみると、「単身世帯」と「夫婦と子から成る世帯」が特に増加していることから、単身で働いている若い世代と、若い子育て世代による増加が考えられます。

■ 家族類型毎の世帯数の推移

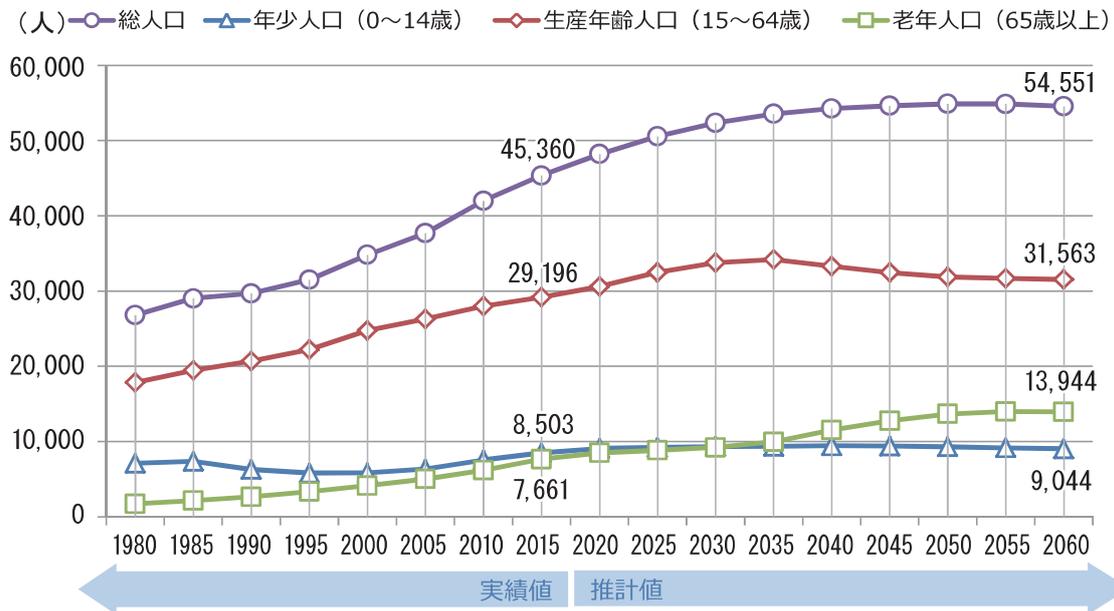


【資料】総務省「国勢調査」

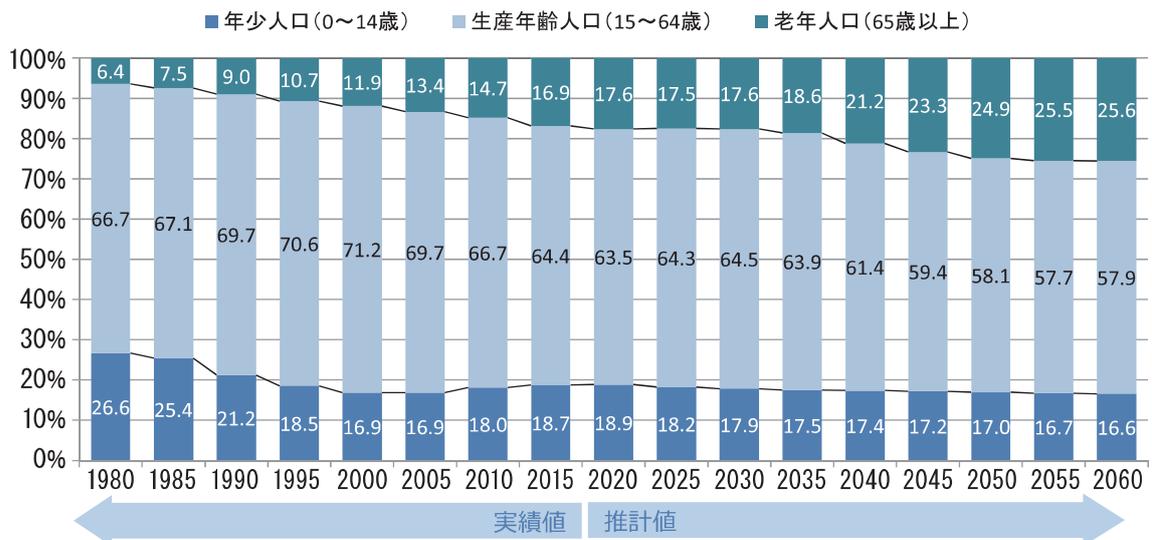
(3) 年齢3区分人口の推移と将来推計

- 本町では総人口の伸びに比例して、生産年齢人口も一貫して増加を続けています。
- 年少人口についても、微増傾向を続けており、将来推計でも同様の傾向が続くと推計されています。
- 老年人口については年少人口の増加率を上回るかたちで増加を続け 2030（令和 12）年から年少人口を上回ると推計されています。2040（令和 22）年には高齢化率が 20%を超えると予測され、本町でも確実に高齢化が進むことが予測されています。

■年齢3区分別人口数の実績値と推計値



■年齢3区分別人口割合の実績値と推計値



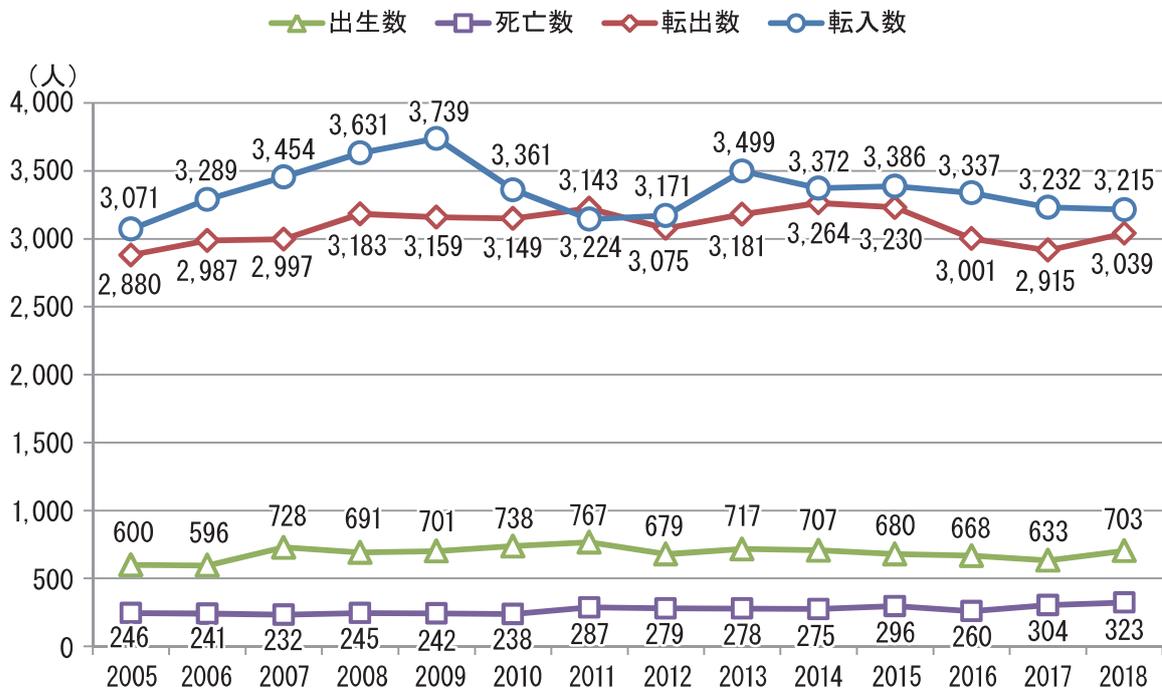
【資料】総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

(4) 出生・死亡、転入・転出の推移

① 出生・死亡数、転入・転出数の推移

- 本町の自然増減¹は、高い合計特殊出生率²を背景に一貫して自然増を継続しています。出生数は2013（平成25）年から微減傾向にありましたが、2018（平成30）年には703人に回復しています。
- 老年人口の増加に伴い、死亡数が近年増加傾向にあり、自然増による増加人数は年々圧縮されてきています。
- 社会増減³については、2009（平成21）年まで社会増による大幅な転入超過の傾向が続いていましたが、2011（平成23）年の社会減となり、それ以降、転入超過の傾向は縮小しています。

■ 出生・死亡数、転入・転出数の推移



【資料】「福岡県の人口と世帯年報」

¹ 自然増減：出生と死亡による人口の増減。

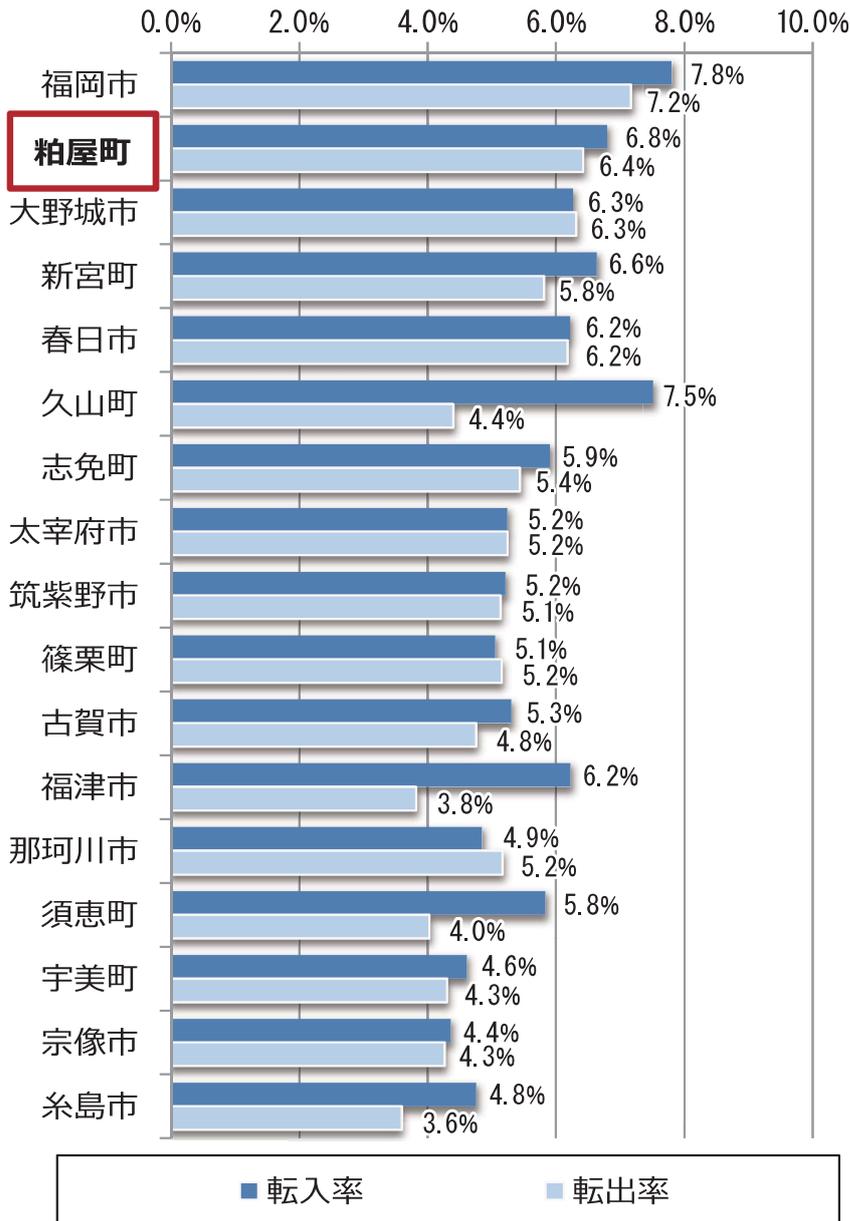
² 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳～49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

³ 社会増減：他地域からの転入と転出による人口の増減。

② 転入率・転出率（福岡都市圏内の比較）

●福岡都市圏における転入・転出の状況を比較すると、本町は転入が転出を上回っており、圏内では、福岡市、久山町に次いで転入率が高くなっています。一方、転出率でも高い数値となっていることから、人口の移動が激しい町であることがわかります。

■ 転入率・転出率（福岡都市圏内の比較）



【資料】「2018（平成 30）年福岡県の人口と世帯年報」

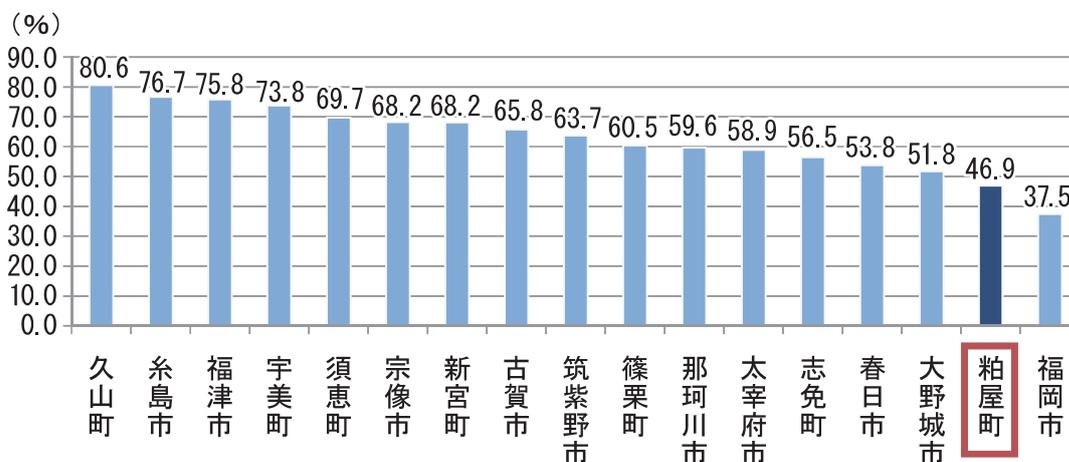
③ 持ち家率（福岡都市圏内の比較）

● 2015（平成 27）年の本町の持ち家率は 46.9%となっています。福岡都市圏内 9 市 8 町のうち 16 番目で下位となっています。本町においては独身や新婚世代、転勤者などが、仕事や生活に便利な場所として賃貸住宅を選ぶ傾向がうかがえます。

■ 持ち家率（福岡都市圏内の比較）

	2015 年			
	住宅に住む 世帯数	持ち家に住む 世帯数	持ち家率	
			(%)	順位
久山町	2,734	2,204	80.6	1 位
糸島市	34,432	26,405	76.7	2 位
福津市	22,041	16,700	75.8	3 位
宇美町	12,931	9,543	73.8	4 位
須恵町	9,724	6,779	69.7	5 位
宗像市	38,549	26,302	68.2	6 位
新宮町	10,730	7,313	68.2	7 位
古賀市	21,858	14,390	65.8	8 位
筑紫野市	38,754	24,671	63.7	9 位
篠栗町	11,417	6,909	60.5	10 位
那珂川市	17,837	10,638	59.6	11 位
太宰府市	28,810	16,968	58.9	12 位
志免町	17,212	9,723	56.5	13 位
春日市	43,140	23,213	53.8	14 位
大野城市	39,150	20,277	51.8	15 位
粕屋町	17,766	8,334	46.9	16 位
福岡市	753,984	282,648	37.5	17 位

■ 持ち家率

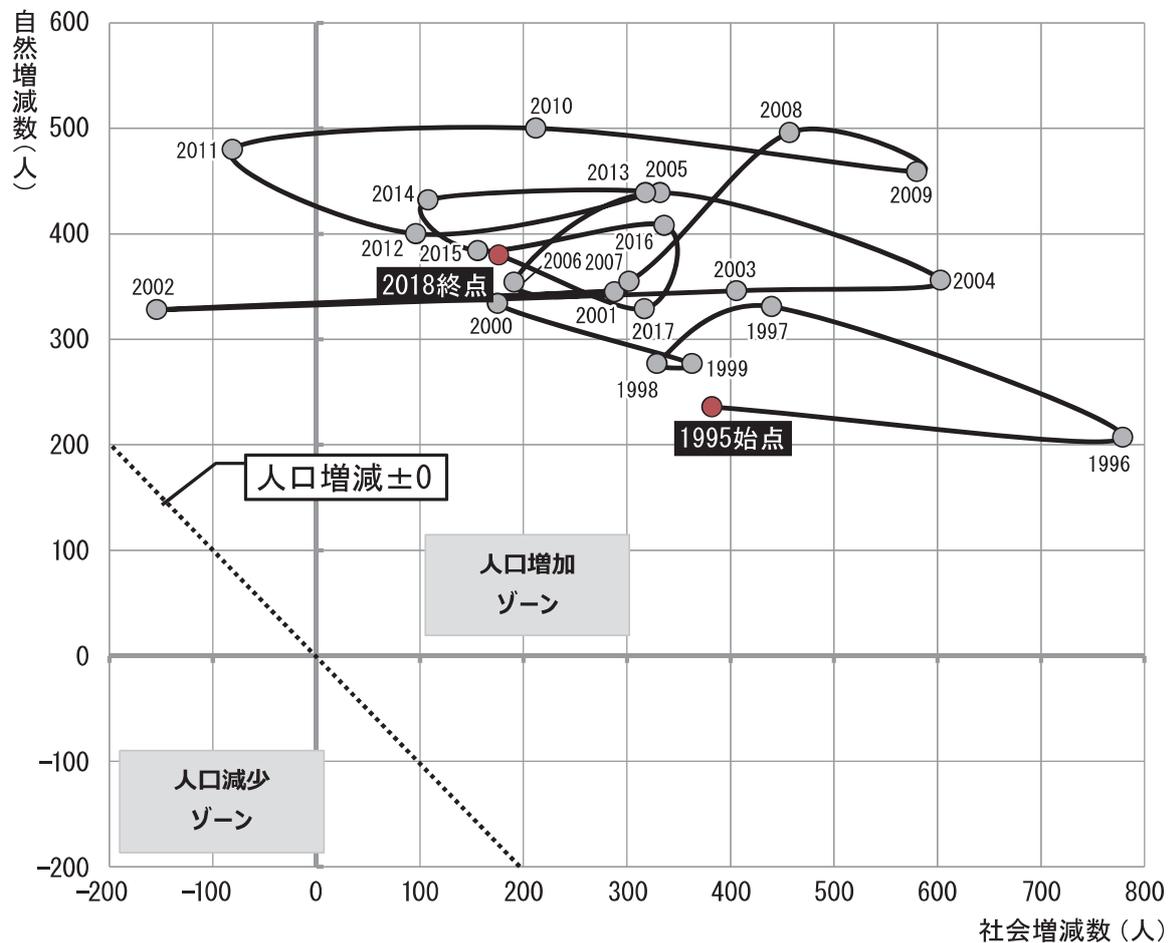


【資料】総務省「国勢調査」

(5) 総人口の推移に与えてきた自然増減・社会増減の影響

- 自然増減¹（縦の動き）は 1995（平成 7）～2000（平成 12）年にかけては 200～300 人でしたが、2000（平成 12）年以降は 300～400 人、2008（平成 20）年～2011（平成 23）年は 500 人と増加しています。2015（平成 27）年以降は 400 人前後に減少しています。
- 社会増減²（横の動き）は、2002（平成 14）年、2011（平成 23）年と 100 人前後の転出超過となっているものの、その他の年では 100～800 人の範囲で転入超過となっています。
- 1995（平成 7）年から 2018（平成 30）年にかけてすべての年で、人口増加となっています。

■ 総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響



【資料】「2018（平成 30）年福岡県の人口と世帯年報」

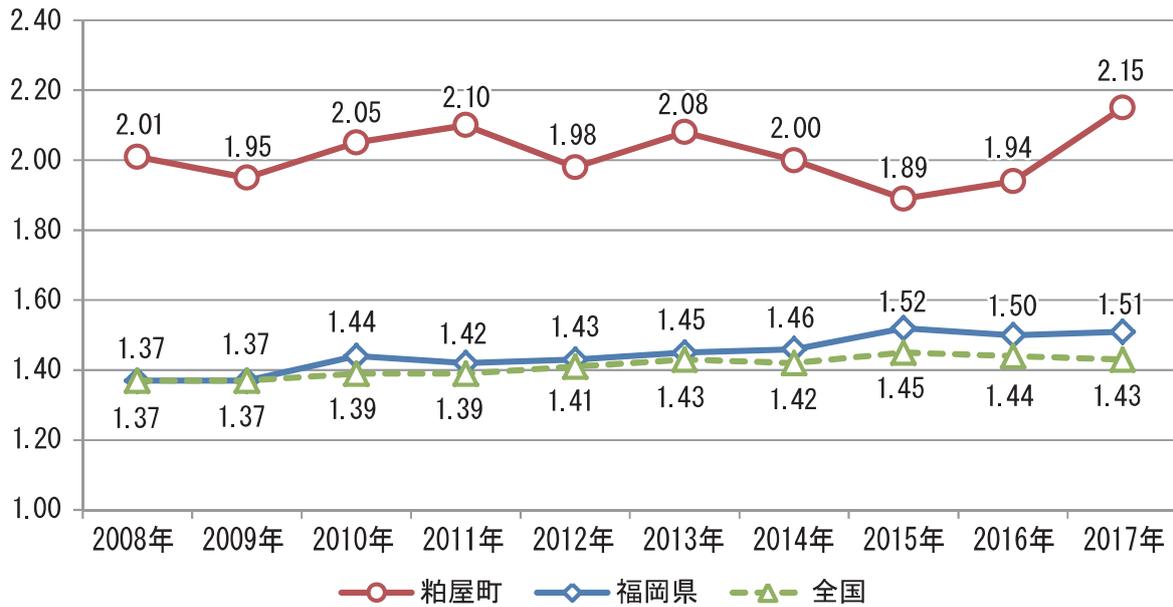
¹ 自然増減：出生と死亡による人口の増減。

² 社会増減：他地域からの転入と転出による人口の増減。

(6) 合計特殊出生率の推移

●本町の合計特殊出生率¹の推移をみると、国や県の平均を大きく上回る 2.0 前後を維持しており、我が国の将来の人口の維持に必要な目安とされている 2.07 に近い水準に達しています。

■ 合計特殊出生率の推移



【資料】 全国と福岡県の合計特殊出生率は、厚労省「人口動態統計」

粕屋町の合計特殊出生率は、福岡県保健統計年報の出生数及び住民基本台帳の対象人口より算出

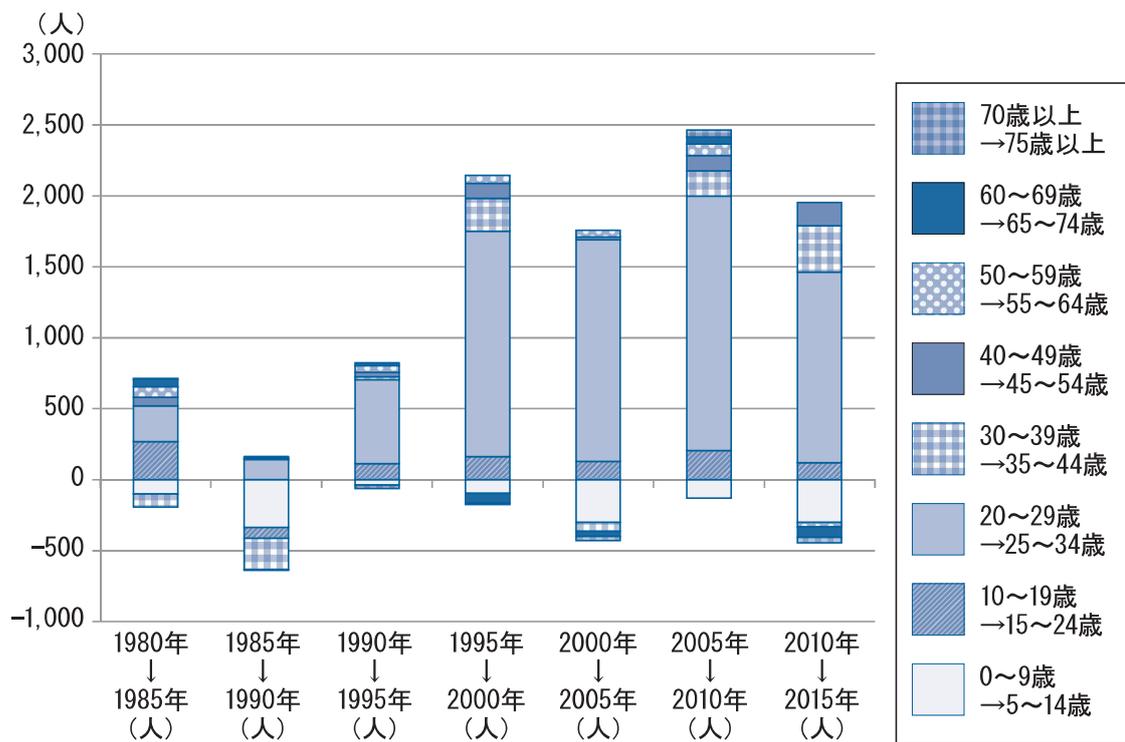
【注記】 全国の合計特殊出生率については、日本人の出生数から算出しているが、2014 年以前の福岡県と粕屋町の合計特殊出生率は外国人を含む総人口から算出している。2014 年以降は国の基準にあわせた数値となっている。

¹ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる 15 歳～49 歳までに産む子どもの数の平均を示す。

(7) 年齢階級別の人口移動の状況

- 本町の年齢階級別の純移動数の推移をみると、「1985（昭和 60）年→1990（平成 2）年」に一度、転出超過となっていますが、その他の期間では転入超過となっています。
- 全体的に「0 - 9 歳→5 -14 歳」の転出超過となっています。

■ 年齢階級別人口移動の状況の長期的動向

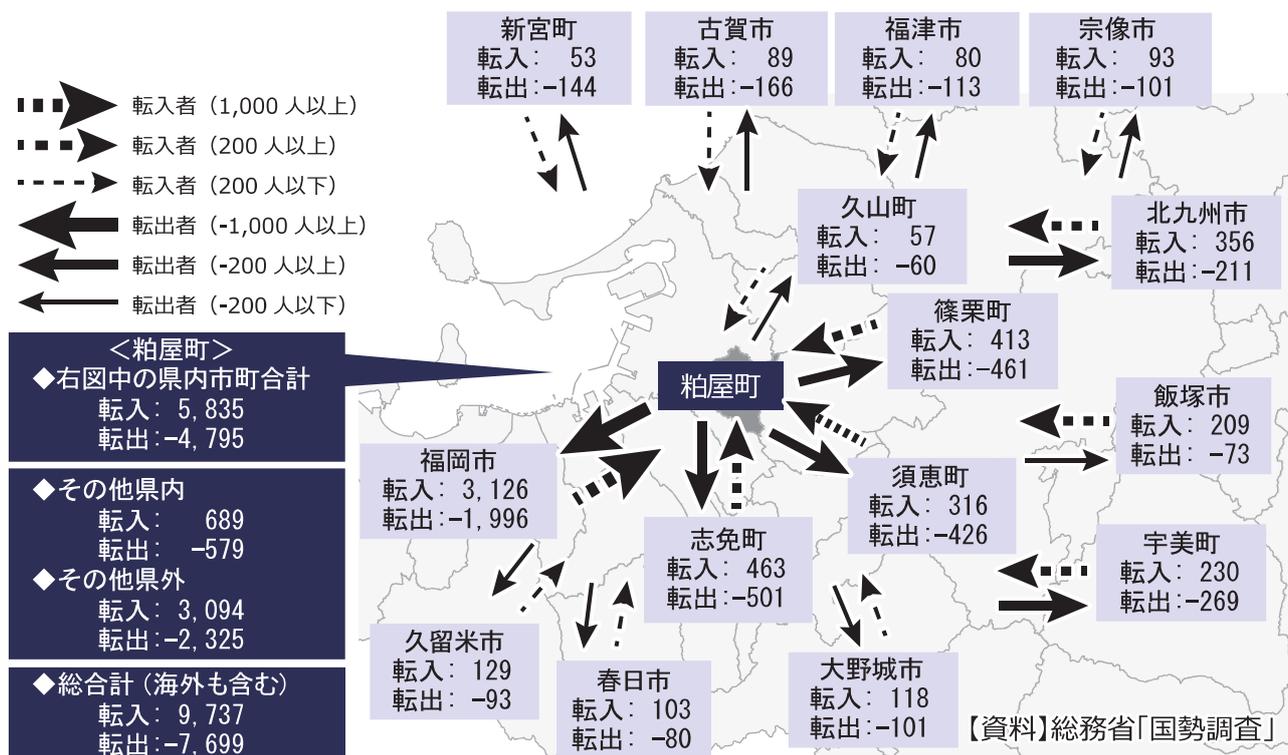


【資料】総務省「国勢調査」

(8) 市町村別の人口移動の状況 (2010 (平成22) 年から2015 (平成27) 年までの5年間)

- 福岡県内の主な転入元、転出先をみると、転入前の居住地では、福岡市がほぼ占めており、都市近郊の良質な住宅地としてのベッドタウンとしての特徴による求心力があったことが考えられます。一方で、転出後の居住地でも、福岡市への転出が最も多く、次いで志免町、篠栗町、須恵町等への流出が目立ちます。
- 福岡県外の主な転入元、転出先をみると、転入前の居住地では、長崎県、熊本県と九州圏からが多く、転出後の居住地では、熊本県が多いものの、東京都、大阪府等の大都市圏への流出がうかがえます。

■ 福岡県内自治体の人口移動の状況 (主な転入・転出先)



■ 都道府県別・移動状況 (上位10位)

都道府県名	(転入元)		
	総数	男性	女性
長崎県	321	162	159
熊本県	283	149	134
大分県	257	120	137
東京都	242	131	111
鹿児島県	218	103	115
佐賀県	171	80	91
大阪府	169	95	74
宮崎県	158	79	79
神奈川県	134	71	63
広島県	137	81	56

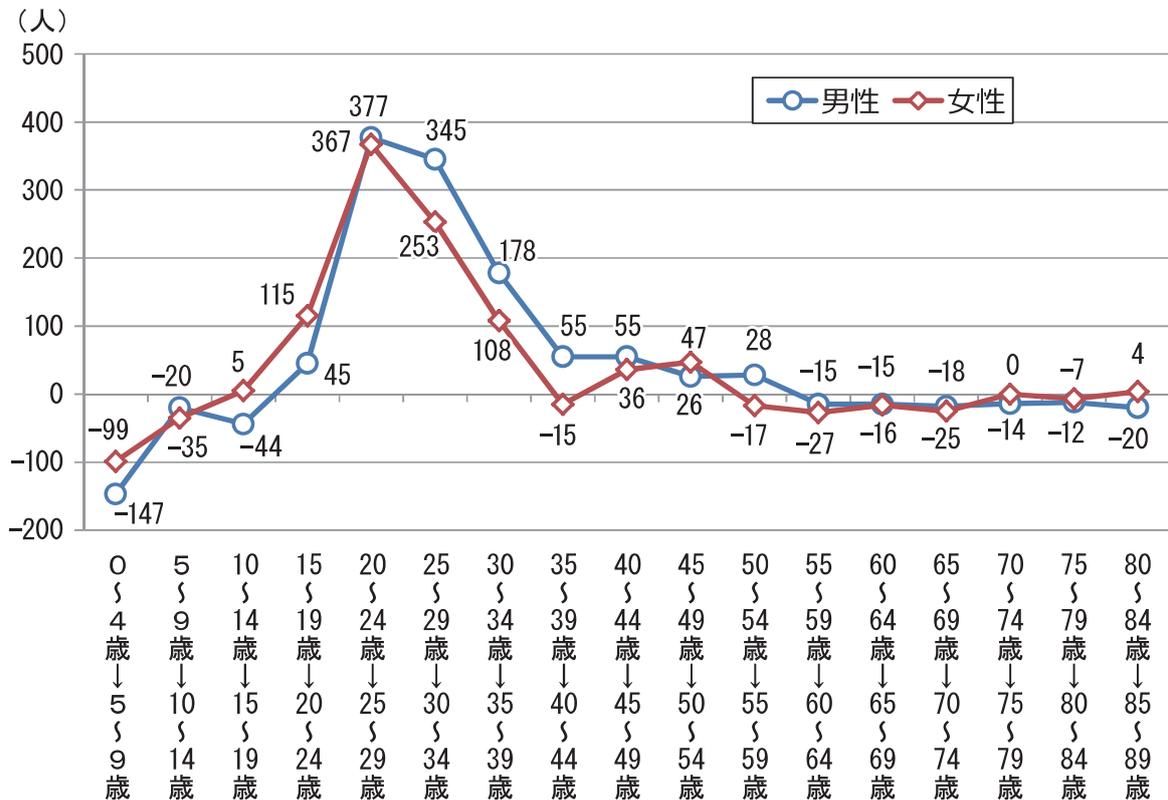
都道府県名	(転出先)		
	総数	男性	女性
熊本県	-221	-136	-85
東京都	-191	-97	-94
長崎県	-174	-92	-82
大阪府	-155	-88	-67
鹿児島県	-146	-77	-69
大分県	-144	-70	-74
愛知県	-138	-81	-57
埼玉県	-130	-72	-58
山口県	-105	-54	-58
佐賀県	-104	-61	-43

2. 年齢階級別の人口移動

(1) 性別・年齢階級別の人口移動の最近の状況

- 2010（平成 22）年～2015（平成 27）年における人口移動において、男女ともに「20～24 歳→25～29 歳」「25～29 歳→30～34 歳」で大幅な転入超過となっており、福岡都市圏への就職や転勤、結婚に伴うUターンによる転入の影響と考えられます。
- 未成年における転出超過は子育て期におけるマイホーム購入の影響や若い世代と3世代でのマイホーム購入などが考えられます。

■ 性別・年齢階級別人口移動の推移（2010（平成 22）年から2015（平成 27）年までの推移）

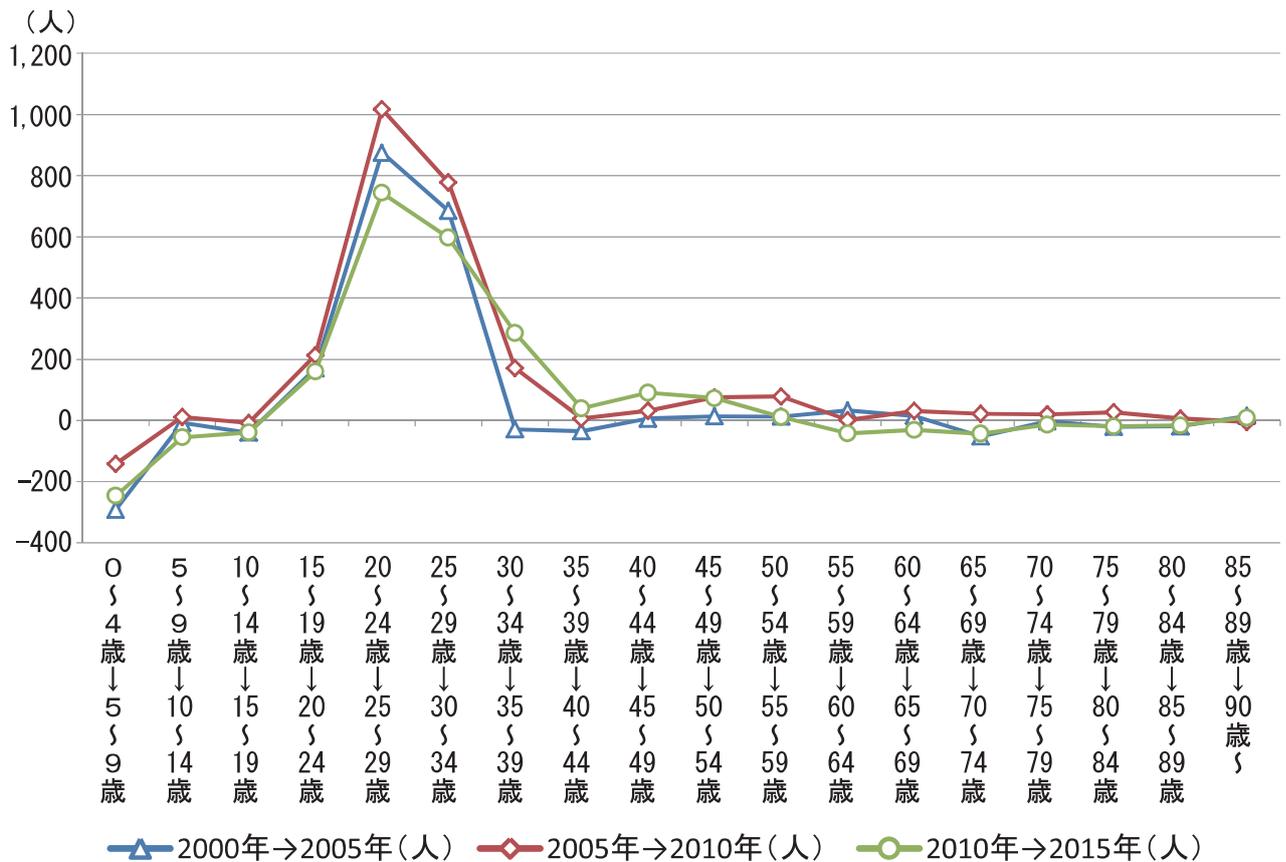


【資料】総務省「国勢調査」

(2) 年齢階級別の人口移動の状況の長期動向

● 年齢階級別人口の純移動数をみると、すべての年次で「20～24 歳→25～29 歳」「25～29 歳→30～34 歳」で大幅な転入超過となっていますが、直近の「2010（平成 22）年→2015（平成 27）年」では転入数が若干減少しています。

■ 年齢階級別人口移動の推移



【資料】総務省「国勢調査」

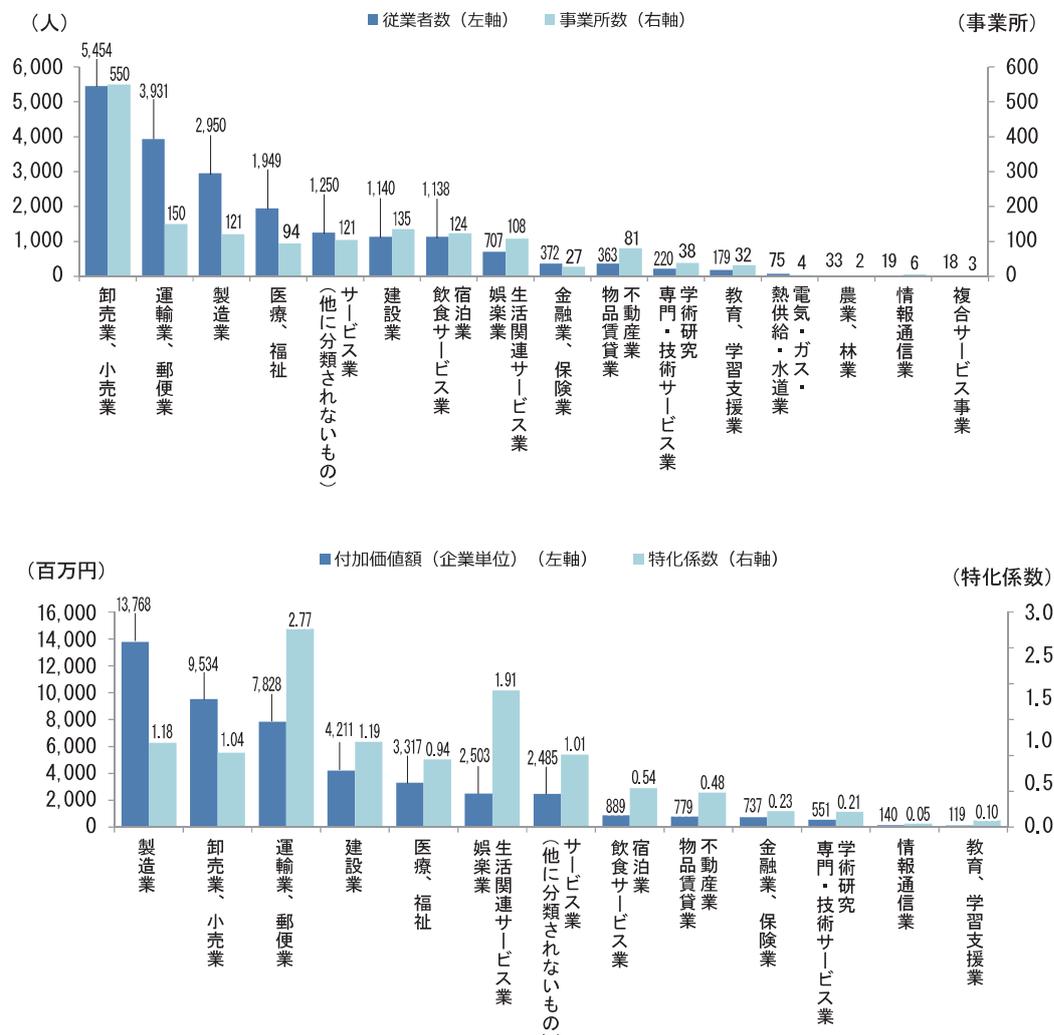
3. 産業構造と人口流動

(1) 粕屋町の産業人口

①事業所数・従業員数

- 2016（平成28）年の経済センサスから、産業別就業人口数をみると、卸売業・小売業、運輸業・郵便業等が多くなっています。
- 産業別特化係数¹をみると、運輸業・郵便業が3～4と最も高くなっています。

■産業大分類にみた事業所数と従業者数



【資料】2016（平成28）年総務省「経済センサス」

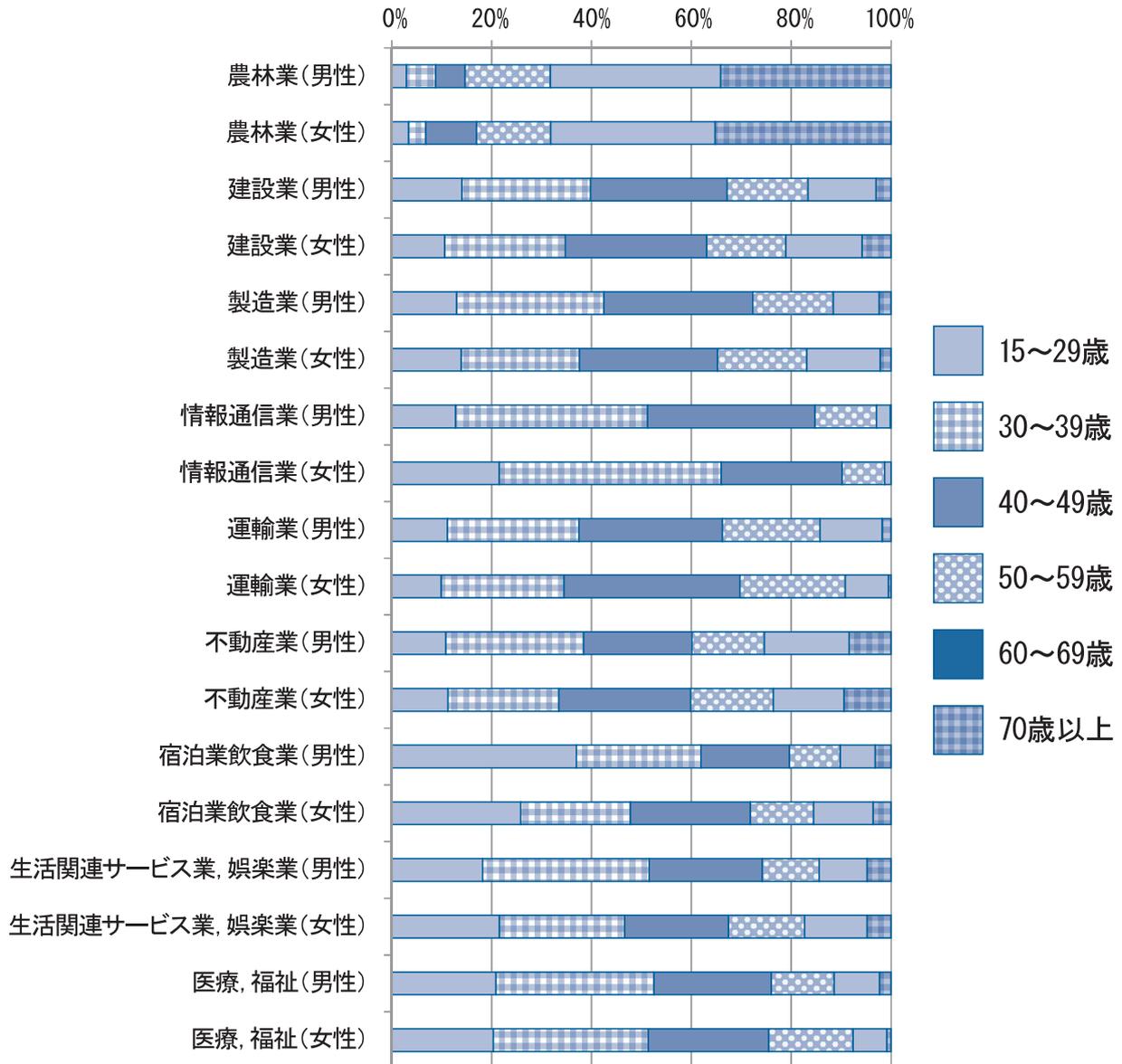
¹ **特化係数**：ここでいう特化係数は、地域の産業の付加価値額について、全国と同じ産業の比率と比べた数値である。1を超えていれば全国に比べその産業の稼働力が相対的に高いということがわかる。

² **付加価値額**：企業が一定期間に生み出した利益。売上高から仕入や原材料等の原価を差し引いたもの。

②男女別年齢階層別産業人口

●2015（平成 27）年の国勢調査から、男女別年齢階級別産業人口をみると、農林漁業における 60 歳以上が約 7 割を占めており、高齢化が進んでいることがうかがえます。また、男性のうち「宿泊業・飲食サービス業」においては 15～29 歳が 3 割以上と最も高くなっており、若い世代の雇用の受け皿となっていることがわかります。

【男女別年齢階層別産業人口の状況】

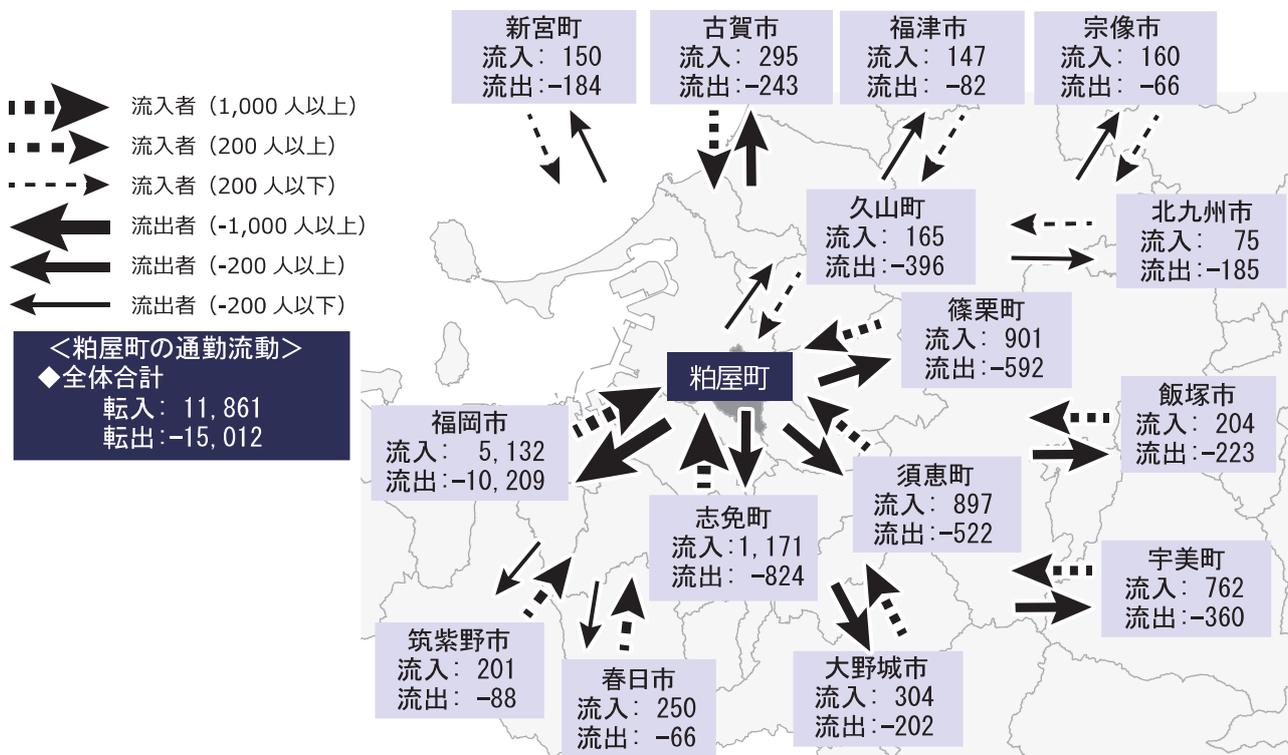


【資料】2015(平成 27)年総務省「国勢調査」

(2) 粕屋町と他市町村間の通勤流動

- 粕屋町と他市区町村との間の通勤流動について見てみると、流入・流出ともに最も多く、福岡市に通勤する町民は 10,209 人となっています。
- 福岡市に次いで、糟屋郡の自治体で通勤流動が高くなっていますが、久山町、新宮町は通勤の流出が高くなっています。その他の郡内自治体は本町への通勤者が多くなっています。
- 全体でみると通勤流動人口は流出が 3,151 人多くなっています。

■ 福岡県内自治体の通勤流動の状況（主な通勤流入・流出先）



【資料】2015(平成 27)年総務省「国勢調査」

IV. 将来人口推計

1. 将来人口推計

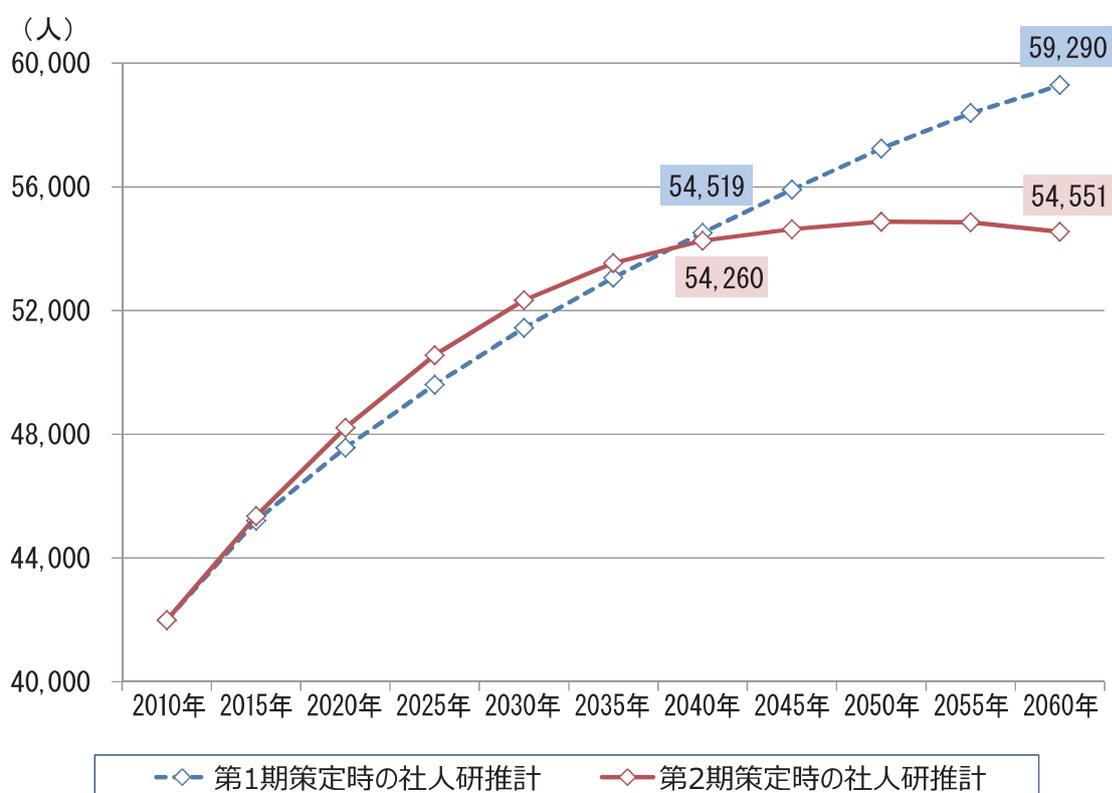
(1) 社人研による総人口推計

社人研の「日本の地域別将来人口推計（2018（平成 30）年推計）」による総人口の推計は以下の通りとなっています。

【社人研の人口推計の概要】

基準年	2015(平成 27)年
推計年	2020（令和 2）年～2060（令和 42）年
概要	2010（平成 22）年から2015（平成 27）年の人口の動向を勘案し、将来の人口を推計
出生に関する 仮定	原則として、2015（平成 27）年の全国の子ども女性比（15～49 歳女性人口に対する 0～4 歳人口の比）と各市町村の子ども女性比との比をとり、その比が2015 年（平成 27）以降 2040（令和 22）年まで一定として市町村ごとに仮定
死亡に関する 仮定	原則として、55～59 歳 →60～64 歳以下では、市町村間の生残率の差は極めて小さいため、全国と都道府県の2010（平成 22）年から2015（平成 27）年の生存率から算出される生存率を都道府県内市町村に対して一律に適用。 60～64 歳 →65～69 歳以上では、同じ都道府県に属する市町村間においても生存率の差が大きく、将来人口推計に対しておよぼす影響も大きくなるため、上述に加えて都道府県と市町村の 2005（平成 17）年 →2010（平成 22）年の生存率の比から算出される生存率を市町村別に適用。
移動に関する 仮定	原則として、2010（平成 22）年から2015（平成 27）年の国勢調査（実績）に基づいて算出された純移動率が、2015（平成 27）年から2020（令和 2）年にかけて定率で 0.5 倍に縮小し、その後はその縮小させた値を一定として仮定。

■ 社人研による総人口推計（第 1 期人口ビジョン策定時の推計値との比較）



■ 第 1 期人口ビジョン策定時の社人研推計との比較について

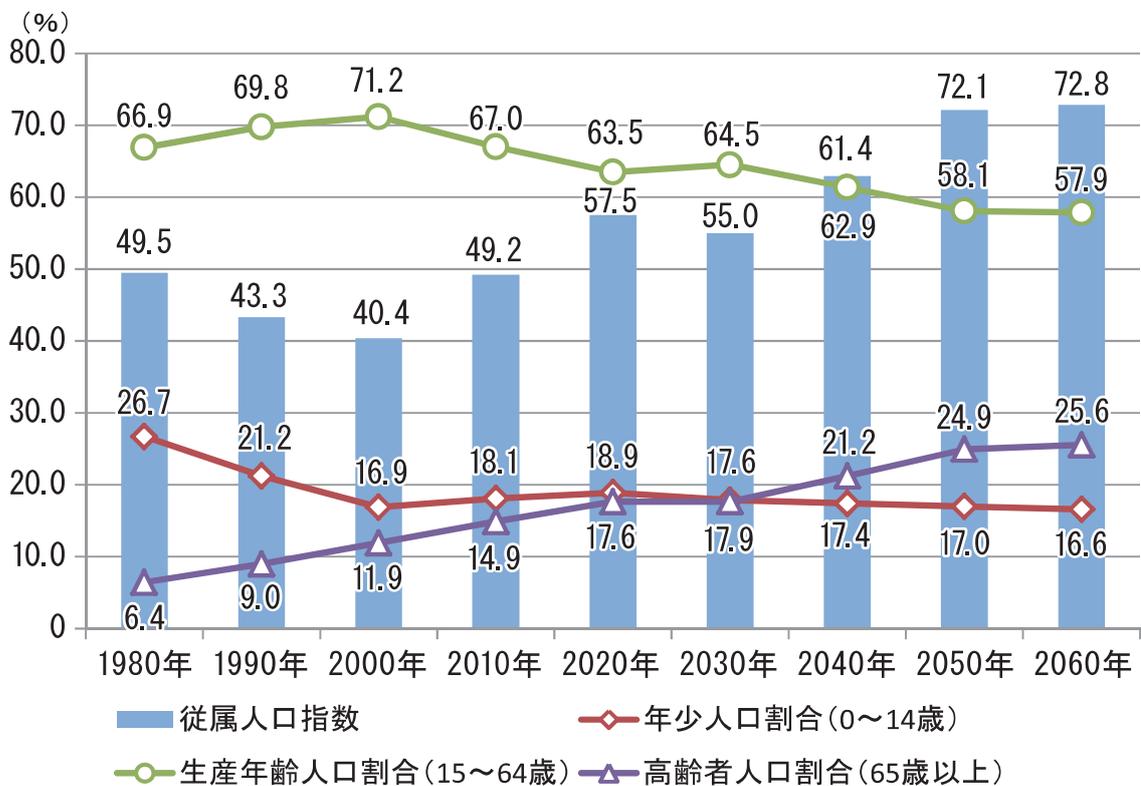
第 1 期人口ビジョン策定時の社人研推計は、2010（平成 22）年の国勢調査の人口を基準とし、2005（平成 17）年からの人口動向をもとに計算している。今回の第 2 期人口ビジョンにおける社人研推計は、2015（平成 27）年の国勢調査の人口を基準とし、2010（平成 22）年からの人口動向をもとに計算している。

今回の第 2 期社人研推計が第 1 期社人研推計から減少している要因としては、第 1 期社人研推計の 2005（平成 17）年から 2010（平成 22）年の人口動向と、第 2 期社人研推計の 2010（平成 22）年から 2015（平成 27）年の人口動向を比較すると、60 歳以上の年齢階層の人口移動が増加から減少に転じていることが長期的な推計に影響を及ぼしていることがわかる。

(2) 人口構造の分析

- 従属人口指数¹をみると、1980（昭和 55）年から 2000（平成 12）年まで減少傾向にありましたが、2000（平成 12）年に増加傾向に転じ、社人研の「日本の地域別将来人口推計（2019（令和元）年推計）」によると、2040（令和 22）年では 61.4、2060（令和 42）年では 72.8 になるなど、この間上昇し続けることが予測されます。
- 高齢者人口割合は 2040（令和 22）年に 21.2% となり、この時点で「超高齢社会」を迎えます。人口増加が見込まれる本町においては、後発的におとずれる超高齢社会を見据えた対応についても検討する必要があります。

■ 人口構造の変化



¹ 従属人口指数：生産年齢人口 100 人が年少人口と高齢者人口を何人で支えているからを示す比率。

V. 人口の将来展望

1. めざすべき将来の方向

(1) 将来の人口展望に向けた課題・対策

本町が将来にわたって人口増加を維持し、将来推計以上の人口増をめざしていくためには、出生率の上昇につながる施策だけでなく、「選ばれる都市」として以下のような対策等の検討が必要であると考えられます。

① 都会と自然のバランスがとれたまち、子育てしやすいまちの魅力、ポテンシャルを発信し、さらなる「ひとの流れ」を呼び込む

これまでの本町の人口増加は、福岡市に近接するアクセス環境の優位性のもと、子育て世代の人口の社会増、自然増によるところが大きく影響しており、都会の利便性と豊かな自然空間のバランスがとれたまちの魅力が子育て世代の転入の要因となっていると考えられます。

今後、更なる人口増加を図るうえで、これらのまちの魅力、ポテンシャル¹を効果的に発信し、さまざまな交流活動や関係人口への取組みを進め、移住先として「選ばれるまち」としての認知度を高めていくことが求められます。

② 子育て世代が将来にわたって住み続けたい「子育て応援」のまちづくり

本町は子育て世代の転入とともに転出も多く見られます。また、子育て世代の人口増加に伴い、保育需要、教育需要の増加が予測され、安定した質・量の高い保育・教育環境を提供していくことも今後の課題となっています。

安心して産み育てることができるまちへ、さらなる保育・教育環境の充実を図るとともに、地域とのつながりの中で安心して住み続けられるまちづくりを進め、子育て世代の人口定着を図ることが求められます。

③ 住民・地域・行政が「オールかすや」でともにつくる安全・安心まちづくり

人口増加に伴い、交通安全対策、防犯・防災上の安全の確保は重要な課題と位置づけられます。特に道路・交通に関する安全性については住民生活の課題意識が高く、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

本町は人の入れ替わりが激しく、特に単身で働いている若い世代が増加しています。人の入れ替わりが激しいことは、地域への愛着や地域のコミュニティの担い手が減少するなど、住民相互の連帯感を薄れさせ、地域生活への影響を及ぼすことが懸念されます。すべての住民が住み慣れた地域の中で、安心して住み続けることができるよう、住民と地域、そして行政がお互いに役割と責任を担うことができる協働の意識が根付いた地域コミュニティを育む必要があります。

¹ ポテンシャル：潜在する能力。

(2) めざすべき将来の方向

「人口の現状と課題」及び「人口の変化が地域の将来に与える影響」等の調査結果を踏まえ、本町のめざすべき 将来の方向を提示します。

1 ひとが集まる魅力と活力あるまちを創出する

本町は福岡市に隣接しており、利便性が高い道路交通網や鉄道をはじめ充実した地域公共交通機関により、都市機能が発達している一方で、駕与丁公園や田園風景の骨格となる緑と水辺など、自然豊かな地域資源を有しています。このようなまちの魅力を町内外に効果的に発信することで、知名度・認知度の向上、地域ブランド価値の向上、関係人口¹の増加、住民の地域へのシビックプライド²の醸成につなげ、今後も「住みたい」「住み続けたい」と思えるまちであり続けることをめざします。

2 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代が安心して働き、結婚・出産・子育てがしやすい環境を提供できるよう、支援を必要とする子どもや家庭への対応を行うとともに、保育・教育をさらに充実させます。また、女性の活躍できる機会を創出するとともに、働きながら子育てができる、ワーク・ライフ・バランス³等、男女共同参画社会の環境づくりを進めます。

3 誰もが住み慣れた地域で暮らしていける「協働でつくる安心のまち」を実現する

高齢者、障がい者、外国人の方など多様な人々が居場所と役割を持ち、安全安心に生きがいを感じながら暮らすことができるよう、住民同士のつながりと交流を深め、地域コミュニティを育む「協働でつくる安心のまち」の実現をめざします。また、Society5.0⁴実現に向けた未来技術の活用、持続可能な社会に向けて循環型社会の構築や防災・減災の取組みの強化を進めます。

¹ 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に係る人々。

² シビックプライド：住民の誇り、郷土愛。

³ ワーク・ライフ・バランス：仕事と生活の調和した暮らし。

⁴ Society5.0 【ソサエティ 5.0】：Society1.0（狩猟社会）、2.0（農耕社会）、3.0（工業社会）、4.0（情報社会）に続く新たな社会。AI、IoTなどの新たな技術により、これまでの社会の課題を解決する未来社会。

2. 人口の将来展望

(1) 将来展望人口推計の考え方

- 人口の将来展望を考えるにあたっては、第1期人口ビジョンの将来展望人口に関する町独自の推計方法を引き継ぎ、社人研の「日本の地域別将来人口推計（2018（平成30）年推計）を基にした時点修正を行っています。
- また、出産に関して、第1期人口ビジョンの将来展望人口で設定した「合計特殊出生率¹2.13で一定に推移すると仮定」に加え、今回の社人研で推計されている2020（令和2）年の「合計特殊出生率2.17」、国の示す人口置換水準²となる「合計特殊出生率2.07」の3パターンでの推計により分析を行いました。

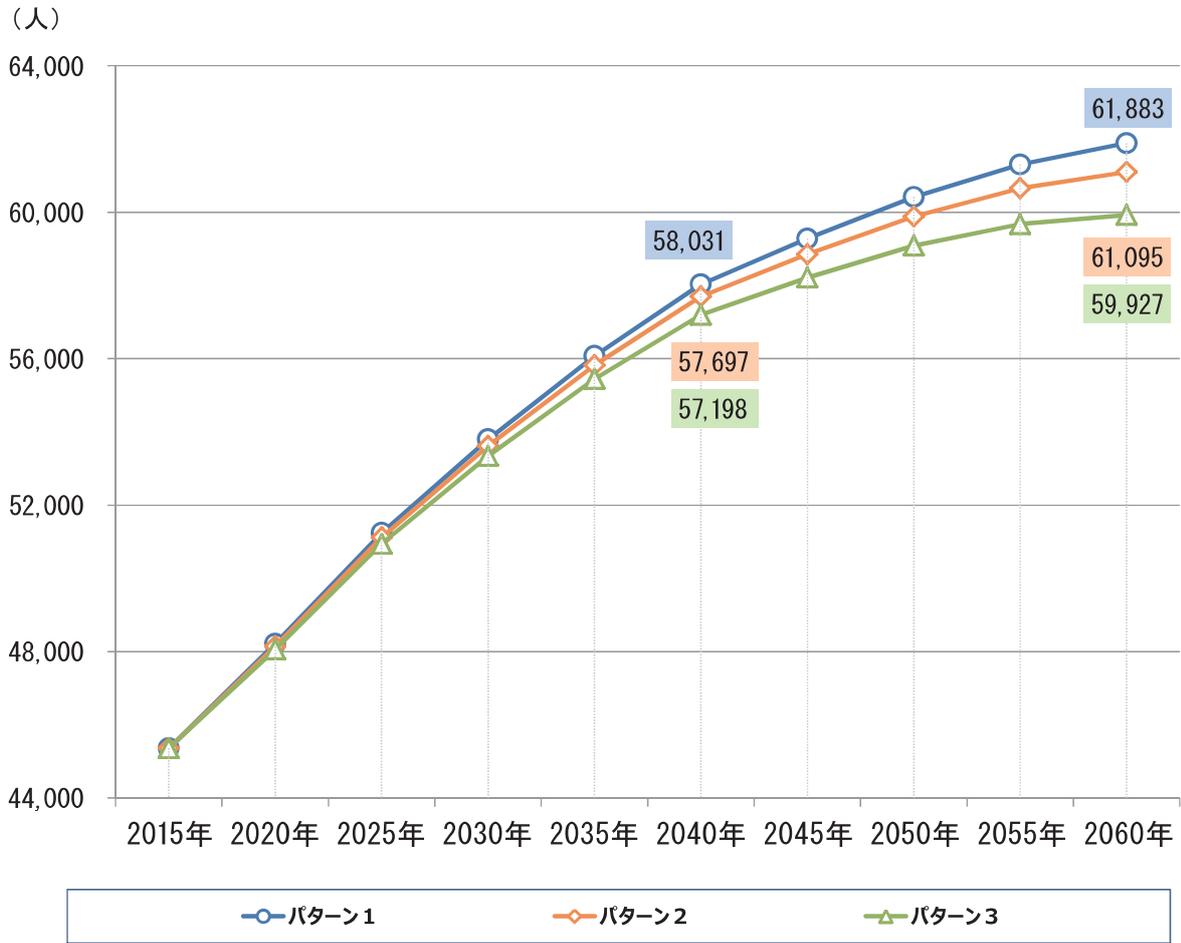
■第1期人口ビジョン（将来展望人口の推計方法）をベースとする合計特殊出生率を基準とした人口推計のパターン設定

	パターン1 (高位推計)	パターン2 (中位推計)	パターン3 (低位推計)
基準年	2015（平成27）年		
推計年	2020（令和2）年～2060（令和42）年		
概要	社人研の推計をベースに出生・移動に関して異なる仮定を設定		
出生に関する 仮定	今回の社人研で推計されている2020（令和2）年の合計特殊出生率2.17で一定に推移すると仮定	第1期人口ビジョンの将来展望人口推計時の合計特殊出生率2.13で一定に推移すると仮定	国の示す人口置換水準となる合計特殊出生率2.07で一定に推移すると仮定
死亡に関する 仮定	社人研の推計に準拠		
移動に関する 仮定	【第1期人口ビジョンの将来展望人口推計方法】と同様の設定 推計値に、2030（令和12）年まで若い子育て世代とその子どもの世代に3%増加、進学・就職世代と30代後半の世代は2%増加するとして補正値を加えて推移し、2030（令和12）～2040（令和22）年にかけて定率で0.5倍に縮小し、その後はその値が一定として仮定		

¹ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳～49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

² 人口置換水準：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率をさす。

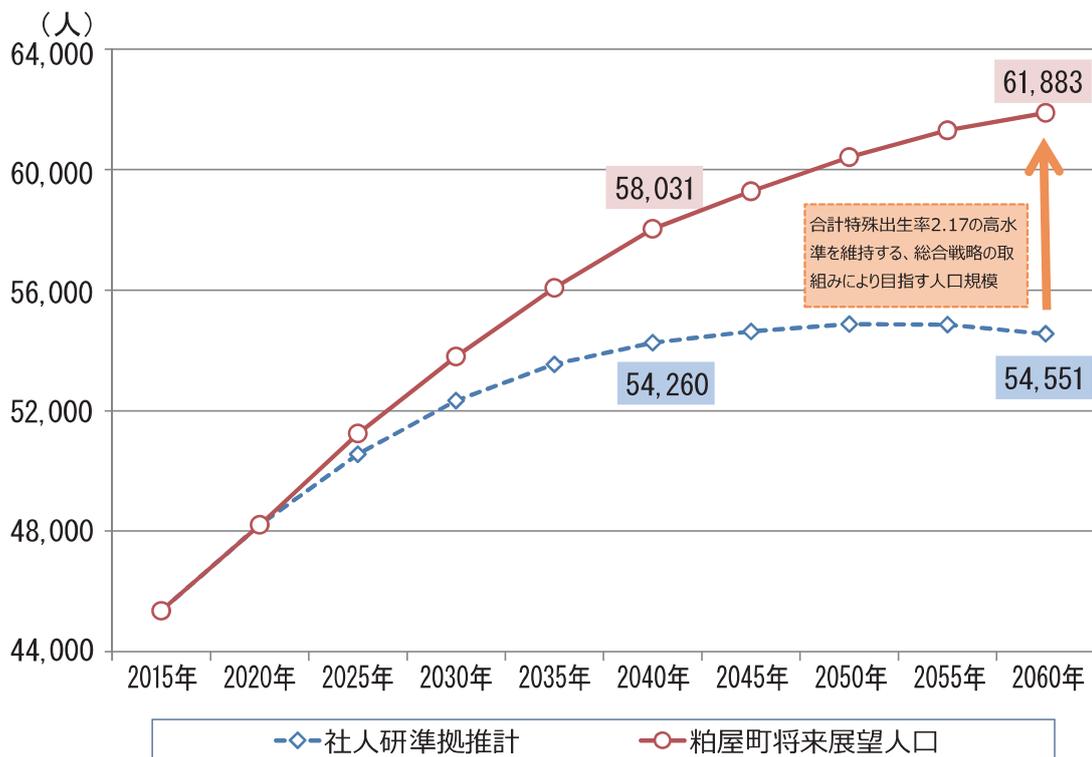
■ グラフ：将来人口分析（粕屋町推計パターン1・2・3）



(2) 将来展望人口の設定

- 合計特殊出生率¹の設定別に 3 通りのシミュレーションを検証した結果、第 1 期の将来展望人口の設定基準である「社人研推計の示す合計特殊出生率」と同条件の「パターン 1」（高位推計）を本町の独自推計と設定し、これに基づき、本町が将来めざすべき人口規模を展望します。

■ グラフ：将来人口分析（社人研推計と粕屋町推計（将来展望人口））



粕屋町の人口の将来展望

本町の若い世代に対する“子育てしやすいまち”としてのアピールポイントとして強化することで、合計特殊出生率の高水準（2.17）を維持することをめざし、中長期的な人口の展望として、2040年には58,000人、2060年には62,000人の人口規模を設定します。

2040年 将来展望人口 58,000人
2060年 将来展望人口 62,000人

¹ 合計特殊出生率：人口統計上の指標で、一人の女性が出産可能とされる15歳～49歳までに産む子どもの数の平均を示す。

資料

【策定体制等】

(1) 粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱

(平成 27 年 6 月 2 日要綱第 34 号)

(設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法(平成 26 年法律第 136 号)第 2 条に規定する基本理念にのっとり、粕屋町におけるまち・ひと・しごと創生に関する必要な施策を検討し、計画的な推進を図るため、粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について審議を行い、意見を町長に提言する。

- (1) 粕屋町人口ビジョン及び粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び改定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 県の職員
- (3) 町の区域内の公共的団体の役員又は職員
- (4) 公募による町民
- (5) その他町長が適当と認める者

3 推進会議には必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第 5 条 推進会議に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときは、町長が行う。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(説明の要求)

第7条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聞くことができる。

(報酬)

第8条 委員の報酬については、粕屋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年粕屋町条例第3号)の例によるものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、総務部経営政策課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(2) 粕屋町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

粕屋町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱

(平成 27 年 6 月 2 日要綱第 35 号)

改正 平成 28 年 8 月 25 日要綱第 29 号 令和元年 8 月 28 日要綱第 14 号

(設置)

第 1 条 粕屋町における、まち・ひと・しごと創生に関する必要な施策を検討し、全庁的な推進を図るため、粕屋町まち・ひと・しごと創生推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 粕屋町人口ビジョン及び粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)の策定及び改定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進及び効果検証に関すること。
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は副町長とし、副本部長は教育長とし、本部員は各部長等とする。
- 3 本部長は、推進本部を総括し、代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 推進本部の会議は、本部長が招集する。
- 6 本部長が必要と認めるときは、推進本部の会議に本部員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(検証委員会)

第 4 条 本部長は、総合戦略の効果検証に当たり、推進本部の中に外部有識者等で構成する検証委員会を設置する。

- 2 前項の検証委員会の委員長は、本部長が指名する。

(専門部会)

第 5 条 推進本部の所掌事務を効果的に推進するため、総合戦略専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

- 2 専門部会は、各部局選出の課長等及び設置目的に関係する課等の職員(以下「構成員」という。)により構成する。
- 3 専門部会の会議は、総務部長が招集する。
- 4 総務部長が必要と認めるときは、専門部会の会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。
- 5 専門部会は、必要に応じ、分科会を置くことができる。

(報酬等)

第6条 検証委員会の委員の報酬及び費用弁償については、粕屋町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年粕屋町条例第3号）の例によるものとする。

(事務局)

第7条 推進本部及び専門部会の事務局は、総務部経営政策課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部等の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年8月25日要綱第29号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の粕屋町まち・ひと・しごと創生推進本部設置要綱の規定は、平成28年7月1日から適用する。

附 則(令和元年8月28日要綱第14号)

この要綱は、公布の日から施行する。

(3) 粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議委員名簿

(敬称略)

所属名	氏名	職名	備考
(1) 学識経験のある者	宗像 優	九州産業大学 教授	会長
	中島 邦彦	九州大学大学院 教授	会長代行
(2) 県の職員	飯野 直美	福岡県企画・地域振興部 広域地域振興課 地域企画監	
(3) 町の区域内の公共的 団体の役員又は職員	安河内 勇臣	農業委員会 会長	
	篠原 隆盛	商工会 副会長	
	原田 順子	子育て応援団 副代表	
(4) 公募による町民	青木 義典	一般公募	
	杉本 千亜紀	一般公募	
(5) その他町長が適当と認 める者	広渡 正則	福岡銀行 粕屋支店長	
	永井 茂	西日本シティ銀行 粕屋支店長	

(4) 第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略 策定経過

【町民参画】

年	月	内容	備考
1	11	住民アンケート調査実施	18才以上2,000人無作為抽出 (有効回収率30.0%)
	11	企業アンケート調査実施	粕屋内の事業者500社を無作為抽出 (有効回収率28.2%)
	12~1	パブリックコメントの実施	意見募集(3人15件)

【粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議】

年	月	内容	備考
1	7	公募委員の募集	
	9	推進会議の設置	
	10	第1回推進会議	委員委嘱書交付、会長の選出 策定方針、スケジュール等の説明
	11	第2回推進会議	人口ビジョン改定(案)、総合戦略施策テーマ (案)について協議
	11	第3回推進会議	住民アンケート等調査結果(速報)の説明 総合戦略(素案)について協議
	12	第4回推進会議	人口ビジョン(案)、総合戦略(案)の諮問 住民アンケート等調査結果の説明 総合戦略(案)についての協議
2	1	第5回推進会議	パブリックコメント実施結果の説明 総合戦略(案)のKPIについて協議
	2	第6回推進会議	人口ビジョン(案)、総合戦略(案)について協議 全体を通しての意見交換
	2	町長への答申	

【粕屋町まち・ひと・しごと創生 推進本部会議】

年	月	内容	備考
1	9	推進本部の設置	
	10	第1回推進本部会議	策定方針、スケジュール等について協議
	10	第2回推進本部会議	人口ビジョン改定(案)、総合戦略施策テーマ (案)について協議
	11	第3回推進本部会議	住民アンケート等調査結果(速報)、総合戦略 (素案)について協議
	12	第4回推進本部会議	住民アンケート等調査結果、総合戦略(案)に ついての協議
2	1	第5回推進本部会議	パブリックコメント実施結果、総合戦略(案)のK PIについて協議
	2	第6回推進本部会議	人口ビジョン(案)、総合戦略(案)について協議

【議会】

年	月	内容	備考
1	12	12月議会	総務常任委員会にて説明
2	3	3月議会	総務常任委員会にて説明

(5) 諮問

1 粕経総第 325 号
令和元年 12 月 23 日

粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議
会長 宗像 優 様

粕屋町長 箱 田 彰

粕屋町人口ビジョン（案）及び
第 2 期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について（諮問）

粕屋町人口ビジョン及び第 2 期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議設置要綱第 2 条の規定に基づき、貴会議の意見を求めます。

(6) 答申

令和2年2月17日

粕屋町長 箱田 彰 様

粕屋町まち・ひと・しごと創生推進会議
会長 宗像 優

粕屋町人口ビジョン（案）及び
第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について（答申）

令和元年12月23日付で諮問のありました粕屋町人口ビジョン（案）及び第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）について、本会議において慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

粕屋町人口ビジョン（案）及び第2期粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）は、適切かつ妥当と認められましたので、別冊のとおり決定することが適当です。

なお、本戦略（案）の推進にあたっては、以下の点についてご配慮をお願いします。

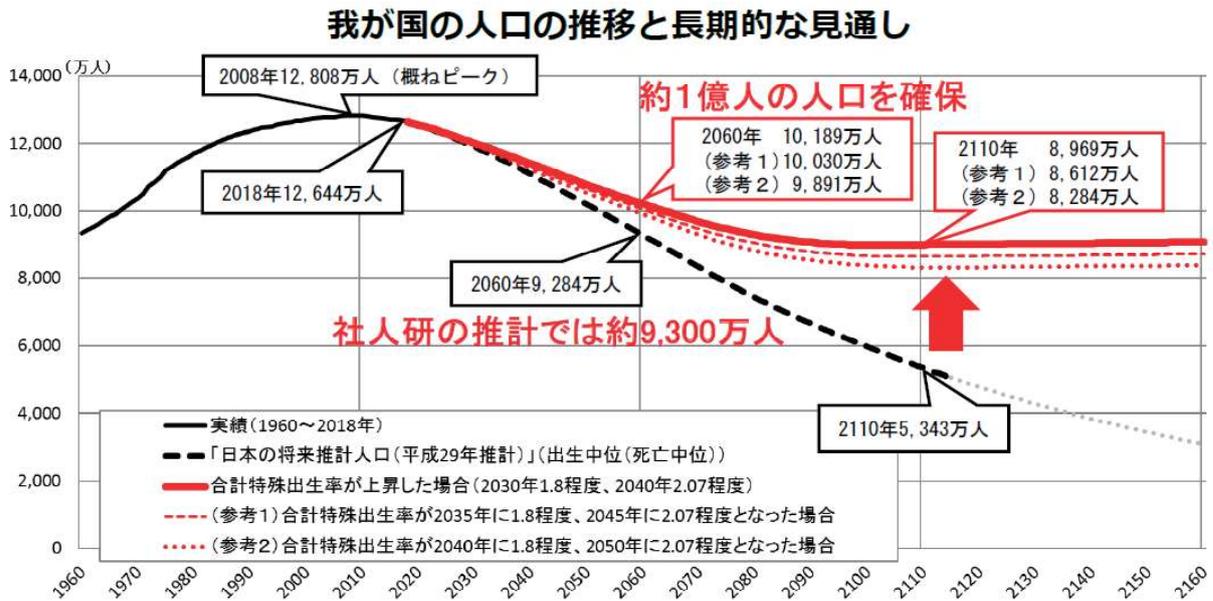
- 1 人口ビジョンでは、中長期的な人口の展望として、2040年には58,000人、2060年には62,000人と設定しており、その実現に向けて各施策を展開すること。
- 2 誰一人取り残さない社会の実現を目指すSDGsの理念を踏まえ、持続可能なまちづくりに取り組むこと。
- 3 各施策の実施過程において、進捗管理を適切に実施し、重要業績評価指標（KPI）の動向を中心とした検証結果を改善に活用し、高い実効性を確保すること。

資料

【国の人口長期ビジョン・取組】

(1) まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）

- 社人研の推計（注1）によると、2060年の総人口は約9,300万人まで減少。
- 仮に合計特殊出生率が上昇（注2）すると、2060年は約1億人の人口を確保。長期的にも約9,000万人で概ね安定的に推移すると推計。
- 仮に合計特殊出生率の向上が5年遅くなると、将来の定常人口が約300万人少なくなると推計。



(注1) 社人研「日本の将来推計人口（平成29年推計）」出生中位（死亡中位）

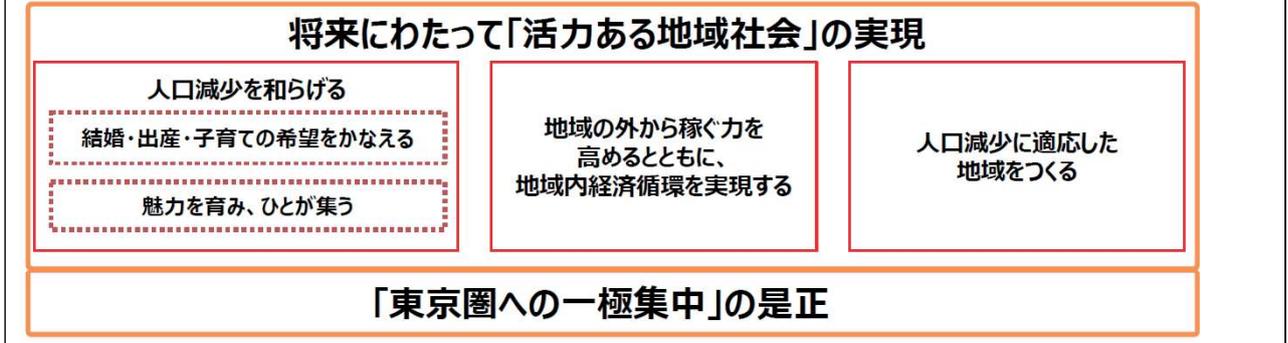
(注2) 「合計特殊出生率が上昇した場合」は、2030年に1.8程度、2040年に2.07程度となった場合について、まち・ひと・しごと創生本部事務局において推計を行ったものである。

(注3) 実績（2018年までの人口）は、総務省「国勢調査」等による（各年10月1日現在の人口）。2115～2160年の点線は社人研の2110年までの仮定等をもとに、まち・ひと・しごと創生本部事務局において、機械的に延長したものである。

(2) 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」

■ 地方創生の目指すべき将来

○『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と、『「東京圏への一極集中」の是正』を共に目指す。



■ 第2期総合戦略の主な取組の方向性

1. 東京一極集中の是正に向けた取組の強化

- ① 地方への移住・定着の促進
- ② 地方とのつながりを強化（関係人口の創出・拡大／企業版ふるさと納税の拡充）⇒地方移住の裾野を拡大

2. まち・ひと・しごと創生の横断的な目標に基づく施策の推進

- ① 多様な人材の活躍を推進する（多様なひとびとの活躍による地方創生の推進等）
- ② 新しい時代の流れを力にする（地域における Society 5.0 の推進等）

■ 第2期総合戦略の政策体系





柏 屋 町